

目 次

I 寝屋川市の概要

1 市の概要	1
2 市の沿革	1
3 人口・世帯	2

II 財政

1 一般会計予算額及び決算額	3
(1) 歳入	3
(2) 歳出	3

III 市税総括

1 市税収入額等の推移	5
2 税目別調定額及び収入額	6
3 市税調定額の構成比	7
4 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額	7

IV 市民税

1 個人市民税	
(1) 納税義務者数	8
(2) 給与に係る特別徴収義務者数	9
(3) 調定額	9
(4) 納税義務者1人あたり調定額	9
(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等	10
2 法人市民税	
(1) 法人数	12
(2) 平成22年度均等割区分別申告法人数	12
(3) 調定額	13
(4) 業種別調定額	13

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税	
(1) 納税義務者数	14
(2) 調定額	14
(3) 土地	15
(4) 家屋	16
(5) 償却資産	17
(6) 交付金・納付金	17

2	都市計画税	
(1)	調定額等	18
3	特別土地保有税	
(1)	一般分	18

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1	軽自動車税	
(1)	車種別課税台数及び調定額	19
2	市たばこ税	
(1)	調定額等	20
3	入湯税	
(1)	調定額等	20

VII 地方譲与税及び府交付金等

1	地方譲与税	21
2	府交付金等	21

VIII 徴収

1	徴収率の推移	23
2	歳出還付金、還付加算金	24
3	不納欠損額	24
4	平成22年度口座振替（自動払込）額	24

IX その他

1	徴税費の状況	25
2	税務機構及び事務分掌	26
3	税務職員の年齢及び経験年数等	27
4	税務職員の手当	27
5	税務証明	28

※ 税率の変遷

市民税の税歴	30
諸税の税歴	47

I 寝屋川市の概要

1 市の概要

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心より 15 km、京都市域の中心より 35 km の距離にあります。

また、本市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市、摂津市に接し、南部は守口市、門真市、大東市及び四條畷市と、北部は枚方市に接し、北河内地域の中心部に位置しています。

市の地勢は、東部丘陵地帯と西部平坦地帯の二つに大別され、丘陵地帯は生駒山系の一部をなし海拔約 50m です。平坦地帯は主として沖積層からなる海拔 2 ～ 3 m の平地です。

○ 市の広さ

面 積	24.73 km ²
東西	6.89 km
南北	7.22 km

2 市の沿革

古代より生駒山系は人類の住みついたところで、本市の東部丘陵地帯はこの生駒山系に属し、市内の太秦地区には石器時代の古墳があります。

寝屋川市のある大阪東北部（旧北河内郡）は平野がひらけ、古くから穀倉地帯として農耕を営んでいました。江戸時代に入って、米作を中心に菜種、麦などのほか河内木綿の原料の綿を作り、丘陵地帯では茶、甘薯、筍の栽培などが盛んになってきました。

明治 22 年に町村制が施行され、市域に九個荘村、寝屋川村、豊野村、友呂岐村、水本村が成立しました。

また、明治 43 年には京阪電車が開通し、その沿線が徐々に発展の途をたどることになりました。

本市は、昭和 18 年に淀川沿いの平野部と東部丘陵地の 1 町 3 村をもって寝屋川町となり、昭和 26 年 5 月には人口約 3 万人で府内 16 番目の市として誕生しました。

こうした中、大動脈である国道や衛星都市を結ぶ府道が完成、都市形態が整備されるにつれて、各企業が進出、本市は大きな変ぼうを遂げました。

昭和 36 年には水本村と合併、その後昭和 40 年代にかけて、年間に 2 万人という爆発的な人口増が続くなど、大阪都市圏のベッドタウンとして発展し、人口約 25 万人の都市となりました。その後、人口の社会移動も減少するとともに定住化の兆しを示し、ほぼ 24 万人で安定しました。

平成 23 年には市制施行 60 周年を迎え、現在は「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」を目指して、市民との協働によるまちづくりを進めているところです。

3 人口・世帯（各年1月1日現在、外国人登録を含む）

	人 口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯あたり の人口 (人)	1平方 ^キ 〇あた りの人口密度 (人)	人口の前年 度比 (%)	平成20年を 100とした場 合の人口指 数
20年	243,695	104,218	2.34	9,854	99.5	100.0
21年	243,401	105,184	2.31	9,842	99.9	99.9
22年	243,215	106,180	2.29	9,835	99.9	99.8
23年	242,562	106,745	2.27	9,808	99.7	99.5
24年	243,007	107,682	2.26	9,826	100.2	99.7

図1 人口の推移

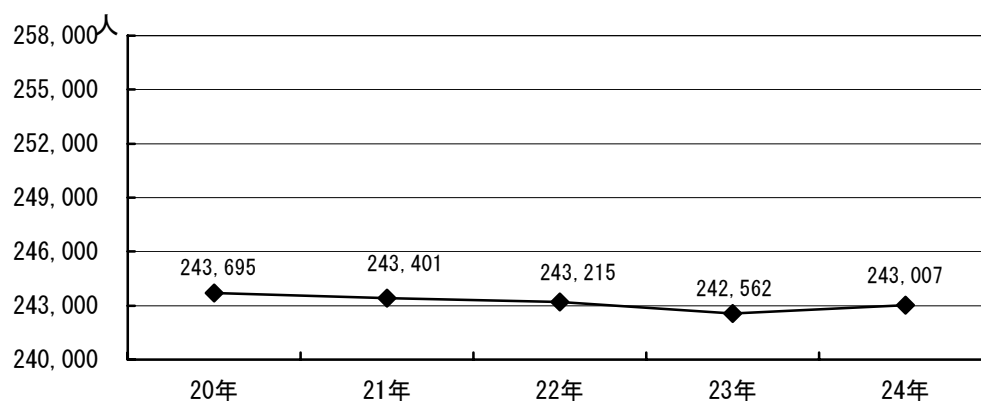
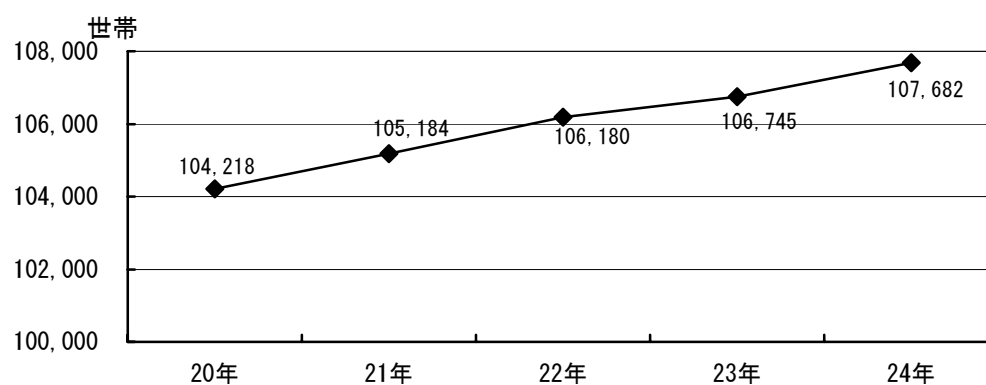


図2 世帯数の推移



Ⅱ 財政

1 一般会計予算額及び決算額

(1) 歳入

(単位：千円、%)

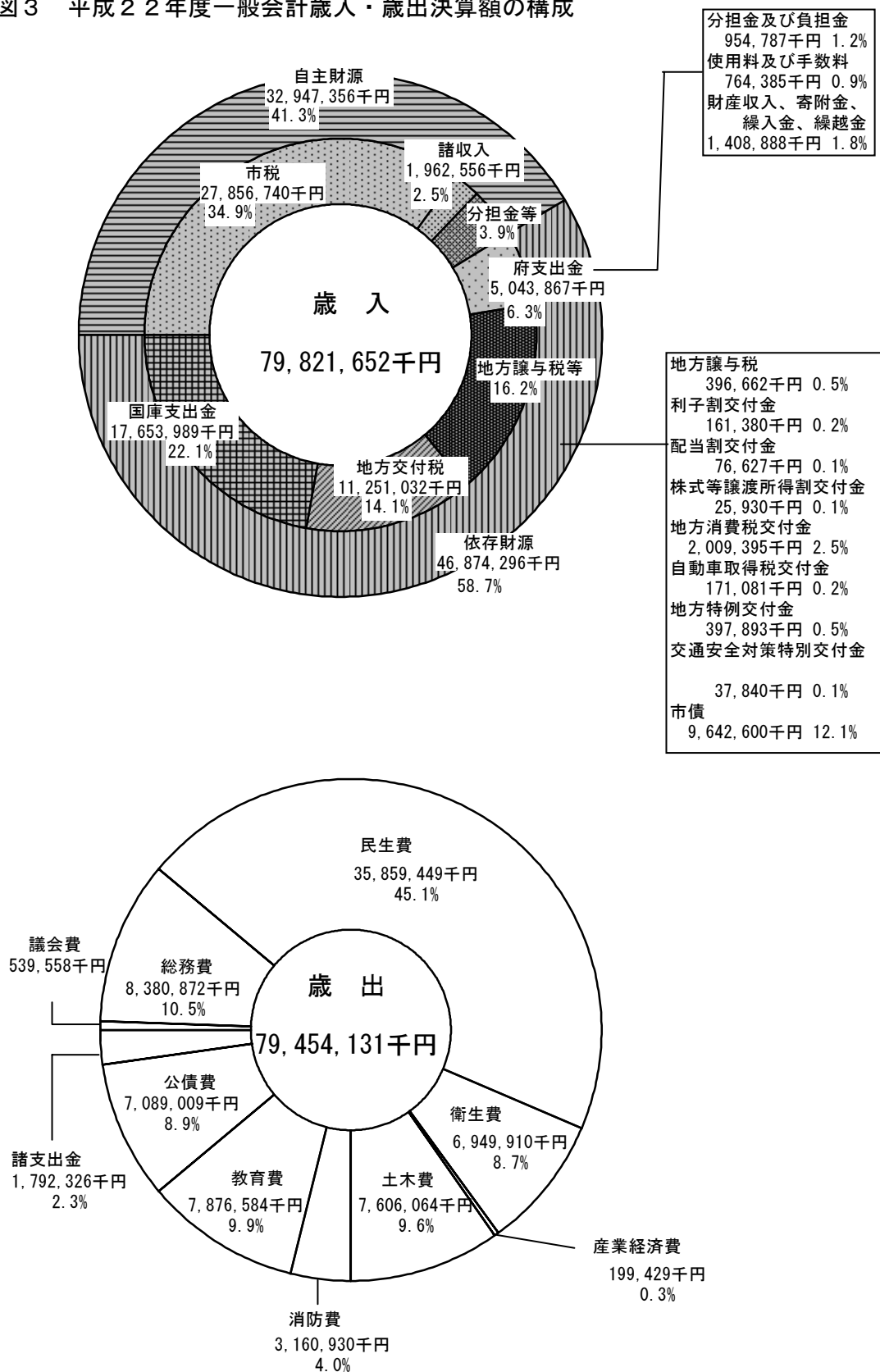
款 別	21年度				22年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
市 税	29,109,636	95.6	28,705,758	96.0	28,402,609	97.6	27,856,740	97.0
市 民 税	13,005,841	90.9	13,155,765	93.1	12,433,863	95.6	12,358,475	93.9
固 定 資 産 税	11,586,132	100.0	11,392,975	99.1	11,463,531	98.9	11,366,451	99.8
軽 自 動 車 税	182,677	100.9	185,650	103.7	220,694	120.8	187,337	100.9
市 た ば こ 税	1,423,291	99.3	1,396,635	94.6	1,452,277	102.0	1,391,210	99.6
特別土地保有税	294,150	100.0	0	0.0	294,140	100.0	0	0.0
入 湯 税	7,449	89.1	7,502	98.0	7,378	99.0	7,361	98.1
都 市 計 画 税	2,610,096	99.7	2,567,232	99.0	2,550,728	97.7	2,545,906	99.2
地 方 譲 与 税	410,000	96.9	406,511	93.0	386,010	94.1	396,662	97.6
利 子 割 交 付 金	207,000	54.9	170,163	85.0	160,000	77.3	161,380	94.8
配 当 割 交 付 金	74,000	26.5	63,835	81.1	68,000	91.9	76,627	120.0
株式等譲渡所得割交付金	22,000	18.0	29,627	106.2	32,000	145.5	25,930	87.5
地方消費税交付金	2,142,000	105.8	2,012,852	105.6	2,014,000	94.0	2,009,395	99.8
自動車取得税交付金	234,010	70.9	206,037	56.8	171,010	73.1	177,081	85.9
地方特例交付金	398,000	101.7	404,094	87.3	395,000	99.2	397,893	98.5
地方交付税	9,563,167	102.0	9,580,160	102.1	9,613,440	100.5	11,251,032	117.4
交通安全対策特別交付金	46,000	100.0	39,610	99.4	42,000	91.3	37,840	95.5
分担金及び負担金	1,013,574	98.1	988,353	100.0	1,041,682	102.8	954,787	96.6
使用料及び手数料	811,575	92.3	711,415	91.0	785,149	96.7	764,385	107.4
国 庫 支 出 金	18,437,322	113.9	16,781,575	128.5	18,944,173	102.7	17,653,989	105.2
府 支 出 金	4,970,524	109.1	4,502,329	102.8	5,545,523	111.6	5,043,867	112.0
財 産 収 入	130,416	22.2	147,165	30.6	65,039	49.9	130,732	88.8
寄 附 金	13,817	447.6	14,501	1,011.9	27,126	196.3	27,936	192.6
繰 入 金	195,462	21.2	190,284	36.6	949,452	485.7	958,988	504.0
繰 越 金	355,637	118.9	355,638	118.9	291,232	81.9	291,232	81.9
諸 収 入	3,119,603	97.5	3,159,690	99.8	1,996,137	64.0	1,962,556	62.1
市 債	7,536,900	127.0	5,452,000	103.6	13,302,800	176.5	9,642,600	176.9
計	78,790,643	101.8	73,921,597	103.1	84,232,382	106.9	79,821,652	108.0

(2) 歳出

(単位：千円、%)

款 別	21年度				22年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
議 会 費	562,088	99.4	544,069	97.7	548,094	97.5	539,558	99.2
総 務 費	10,931,491	90.1	10,253,360	109.7	8,672,734	79.3	8,380,872	81.7
民 生 費	32,588,750	106.6	31,272,186	107.0	36,843,760	113.1	35,859,449	114.7
衛 生 費	4,733,013	109.7	4,360,525	106.7	7,306,238	154.4	6,949,910	159.4
産 業 経 済 費	247,874	91.2	237,811	105.6	220,306	88.9	199,429	83.9
土 木 費	8,861,826	107.6	7,291,794	103.2	8,450,626	95.4	7,606,064	104.3
消 防 費	3,013,179	95.3	3,007,222	95.3	3,162,535	105.0	3,160,930	105.1
教 育 費	7,951,092	117.1	6,952,218	106.8	9,815,284	123.4	7,876,584	113.3
災 害 復 旧 費	50	100.0	0	0.0	50	100.0	0	0.0
公 債 費	7,203,645	96.4	7,098,179	96.7	7,348,281	102.0	7,089,009	99.9
諸 支 出 金	2,615,442	67.6	2,613,001	67.6	1,792,329	68.5	1,792,326	68.6
予 備 費	82,193	238.8	0	0.0	72,145	87.8	0	0.0
計	78,790,643	101.8	73,630,365	103.2	84,232,382	106.9	79,454,131	107.9

図3 平成22年度一般会計歳入・歳出決算額の構成



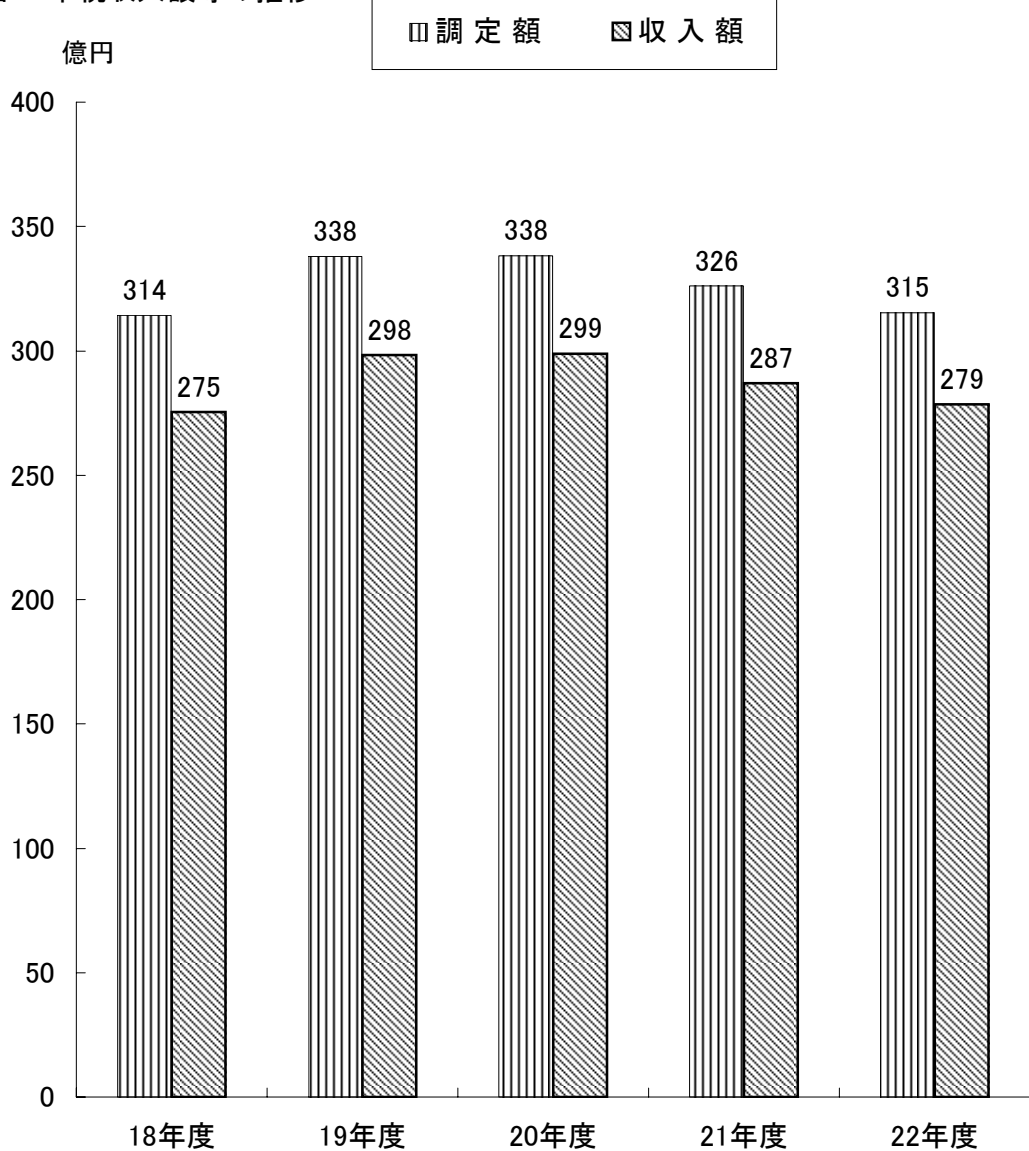
Ⅲ 市税総括

1 市税収入額等の推移

(単位：千円、%)

区分 年度	予 算 額		調 定 額		収 入 額	
		前年度比		前年度比		前年度比
18	28,565,834	103.4	31,423,793	100.3	27,539,890	100.2
19	30,108,155	105.4	33,784,643	107.5	29,842,772	108.4
20	30,434,069	101.1	33,824,808	100.1	29,886,868	100.1
21	29,109,636	95.6	32,602,077	96.4	28,705,758	96.0
22	28,402,609	97.6	31,526,670	96.7	27,856,740	97.0

図4 市税収入額等の推移



2 税目別調定額及び収入額

(単位：千円、%)

税 目 年 度			2 0 年 度			2 1 年 度			2 2 年 度		
			調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
市 民 税	個 人	現年	12,392,502	11,913,983	96.1	12,053,726	11,626,281	96.5	10,848,649	10,499,558	96.8
		滞繰	927,746	185,161	20.0	1,056,421	250,397	23.7	1,058,878	263,313	24.9
		計	13,320,248	12,099,144	90.8	13,110,147	11,876,678	90.6	11,907,527	10,762,871	90.4
	法 人	現年	2,059,731	2,033,306	98.7	1,316,981	1,269,671	96.4	1,612,429	1,592,132	98.7
		滞繰	18,599	4,928	26.5	44,436	9,416	21.2	57,003	3,472	6.1
		計	2,078,330	2,038,234	98.1	1,361,417	1,279,087	94.0	1,669,432	1,595,604	95.6
	計		15,398,578	14,137,378	91.8	14,471,564	13,155,765	90.9	13,576,959	12,358,475	91.0
	固 定 資 産 税	純固定資産税	現年	11,287,847	11,016,714	97.6	11,171,278	10,870,514	97.3	11,148,849	10,834,930
滞繰			1,774,613	219,583	12.4	1,686,123	229,443	13.6	1,604,067	255,132	15.9
計			13,062,460	11,236,297	86.0	12,857,401	11,099,957	86.3	12,752,916	11,090,062	87.0
交(納)付金		現年	257,815	257,815	100.0	293,018	293,018	100.0	276,389	276,389	100.0
計		13,320,275	11,494,112	86.3	13,150,419	11,392,975	86.6	13,029,305	11,366,451	87.2	
軽 自 動 車 税		現年	189,789	173,704	91.5	195,071	178,169	91.3	196,223	180,972	92.2
		滞繰	65,444	5,387	8.2	63,942	7,481	11.7	60,382	6,365	10.5
		計	255,233	179,091	70.2	259,013	185,650	71.7	256,605	187,337	73.0
市 た ば こ 税		現年	1,475,887	1,475,887	100.0	1,396,635	1,396,635	100.0	1,391,210	1,391,210	100.0
特 別 土 地 保 有 税		現年	0	0	—	0	0	—	0	0	—
		滞繰	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0
		計	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0
入 湯 税		現年	7,659	7,659	100.0	7,501	7,501	100.0	7,361	7,361	100.0
都 市 計 画 税		現年	2,601,657	2,533,067	97.4	2,580,792	2,505,373	97.1	2,556,984	2,478,468	96.9
		滞繰	471,379	59,674	12.7	442,013	61,859	14.0	414,106	67,438	16.3
		計	3,073,036	2,592,741	84.4	3,022,805	2,567,232	84.9	2,971,090	2,545,906	85.7
合 計		現年	30,272,887	29,412,135	97.2	29,015,002	28,147,162	97.0	28,038,094	27,261,020	97.2
		滞繰	3,551,921	474,733	13.4	3,587,075	558,596	15.6	3,488,576	595,720	17.1
		計	33,824,808	29,886,868	88.4	32,602,077	28,705,758	88.0	31,526,670	27,856,740	88.4

3 市税調定額の構成比

(単位：％)

税 目 \ 年 度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
個人市民税	35.2	38.9	39.4	40.2	37.8
法人市民税	6.5	6.4	6.1	4.2	5.3
固定資産税	41.9	39.4	39.4	40.3	41.3
軽自動車税	0.8	0.7	0.8	0.8	0.8
市たばこ税	4.9	4.6	4.3	4.3	4.4
特別土地保有税	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9
入 湯 税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都市計画税	9.7	9.1	9.1	9.3	9.4

4 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額

(単位：円)

	18 年度		19 年度		20 年度		21 年度		22 年度	
人 口	244,189 人		243,232 人		243,351 人		242,801 人		242,587 人	
世 帯 数	103,701 世帯		104,344 世帯		105,493 世帯		106,280 世帯		107,050 世帯	
	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり
市 民 税	49,707	117,043	58,447	136,243	58,095	134,012	54,183	123,784	50,944	115,446
個人市民税	41,406	97,497	49,578	115,570	49,719	114,691	48,915	111,749	44,367	100,541
法人市民税	8,301	19,546	8,869	20,673	8,376	19,321	5,268	12,035	6,577	14,905
固 定 資 産 税	45,759	107,751	46,691	108,840	47,233	108,956	46,923	107,198	46,855	106,179
軽 自 動 車 税	683	1,609	714	1,665	736	1,698	765	1,747	772	1,750
市 た ば こ 税	6,342	14,934	6,335	14,766	6,065	13,991	5,752	13,141	5,735	12,996
特 別 土 地 保 有 地 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入 湯 税	9	22	33	77	31	73	31	71	30	69
都 市 計 画 税	10,281	24,210	10,473	24,413	10,654	24,577	10,574	24,155	10,495	23,782
合 計	112,781	265,570	122,693	286,004	122,814	283,307	118,228	270,096	114,831	260,222

(人口・世帯数は、外国人登録含む。各年度末現在)

IV 市民税

1 個人市民税

(1) 納税義務者数

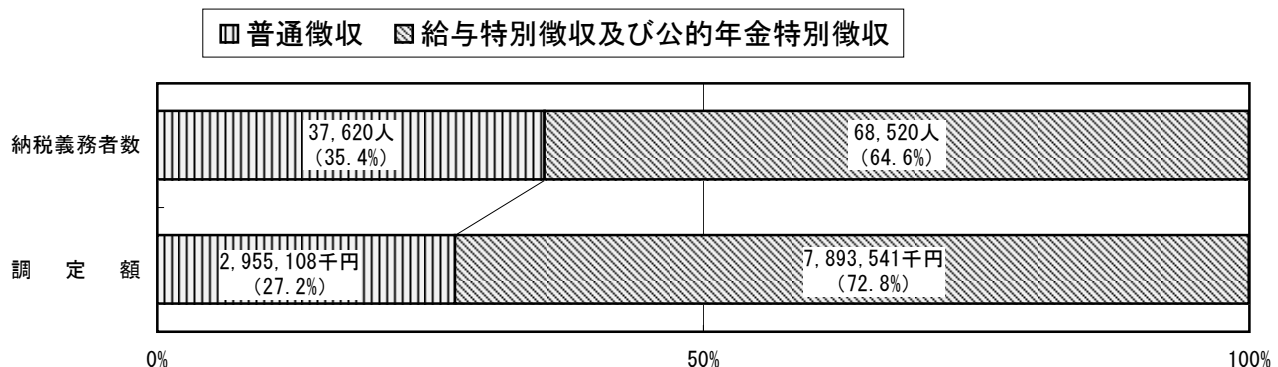
(単位：人、％)

区 分		20 年 度			21 年 度			22 年 度		
		納 税 義務者数	前年度比	構成比	納 税 義務者数	前年度比	構成比	納 税 義務者数	前年度比	構成比
普 通 徴 収	所得割のみ	375	181.2	0.7	1,341	357.6	2.5	570	42.5	2.5
	均等割のみ	4,159	106.1	8.3	4,393	105.6	8.4	3,433	78.1	9.1
	均等割・所得割	45,715	100.1	91.0	46,835	102.4	89.1	33,617	71.8	89.4
	計	50,249	100.9	100.0	52,569	104.6	100.0	37,620	71.6	100.0
	所得割	46,090	100.5		48,176	104.5		34,187	71.0	
	均等割	49,874	100.6		51,228	102.7		37,050	72.3	
給 与 特 別 徴 収	所得割のみ	0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	0.0
	均等割のみ	855	100.2	1.5	1,010	118.1	1.8	1,098	108.7	2.0
	均等割・所得割	55,552	100.3	98.5	55,159	99.3	98.2	54,701	99.2	98.0
	計	56,407	100.3	100.0	56,169	99.6	100.0	55,799	99.3	100.0
	所得割	55,552	100.3		55,159	99.3		54,701	99.2	
	均等割	56,407	100.3		56,169	99.6		55,799	99.3	
公 的 年 金 特 別 徴 収	所得割のみ							0	—	0.0
	均等割のみ							1,822	—	3.3
	均等割・所得割							12,539	—	22.5
	計							14,361	—	25.7
	所得割							12,539	—	
	均等割							14,361	—	
合 計	所得割のみ	375	181.2	0.4	1,341	357.6	1.2	570	42.5	0.5
	均等割のみ	5,014	105.0	4.7	5,403	107.8	5.0	6,353	117.6	5.9
	均等割・所得割	101,267	100.2	94.9	101,994	100.7	93.8	100,857	98.9	93.6
	計	106,656	100.6	100.0	108,738	102.0	100.0	107,780	99.1	100.0
	所得割	101,642	100.4		103,335	101.7		101,427	98.2	
	均等割	106,281	100.4		107,397	101.1		107,210	99.8	

(各年度 最終調定による)

平成21年度の普通徴収には公的年金等からの特別徴収の納税義務者（均等割のみ1,925人、所得割のみ1,248人、均等割及び所得割10,225人）を含む。

図5 平成22年度納税義務者数及び調定額の構成（滞納繰越分を除く）



(2) 給与に係る特別徴収義務者数

(単位：者、%)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
特別徴収義務者数	19,746	19,695	19,389	19,257	18,780
前年度比	100.3	99.7	98.4	99.3	97.5

(各年度最終調定による(ただし、23年度は課税状況調第3表による))

(3) 調定額

(単位：千円、%)

年度 区分		20年度			21年度			22年度		
		調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比
普通徴収	所得割	3,911,826	97.4		3,540,527	90.5		2,853,923	80.6	
	均等割	142,700	102.3		125,905	88.2		101,185	80.4	
	計	4,054,526	97.6	32.7	3,666,432	90.4	32.7	2,955,108	80.6	27.2
特別徴収	給与	所得割	8,165,268	102.1		7,963,874	97.5		7,216,270	90.6
		均等割	172,708	100.6		172,003	99.6		170,619	99.2
		計	8,337,976	102.1	67.3	8,135,877	97.6	67.3	7,386,889	90.8
	公的年金等	所得割	—	—		233,387	皆増		470,592	皆増
		均等割	—	—		18,030	皆増		36,060	皆増
		計	—	—	—	251,417	皆増	—	506,652	皆増
合計	所得割	12,077,094	100.6		11,737,788	97.2		10,540,785	89.8	
	均等割	315,408	101.4		315,938	100.2		307,864	97.4	
	計	12,392,502	100.6	100.0	12,053,726	97.3	100.0	10,848,649	90.0	100.0

(各年度最終調定による)

(4) 納税義務者1人あたり調定額

(単位：円、%)

年度 区分		20年度		21年度		22年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
普通徴収		69,745	86.4	69,745	86.4	78,552	112.6
特別徴収		144,846	98.0	144,846	98.0	132,384	91.4
全体		110,851	95.4	110,851	95.4	100,655	90.8

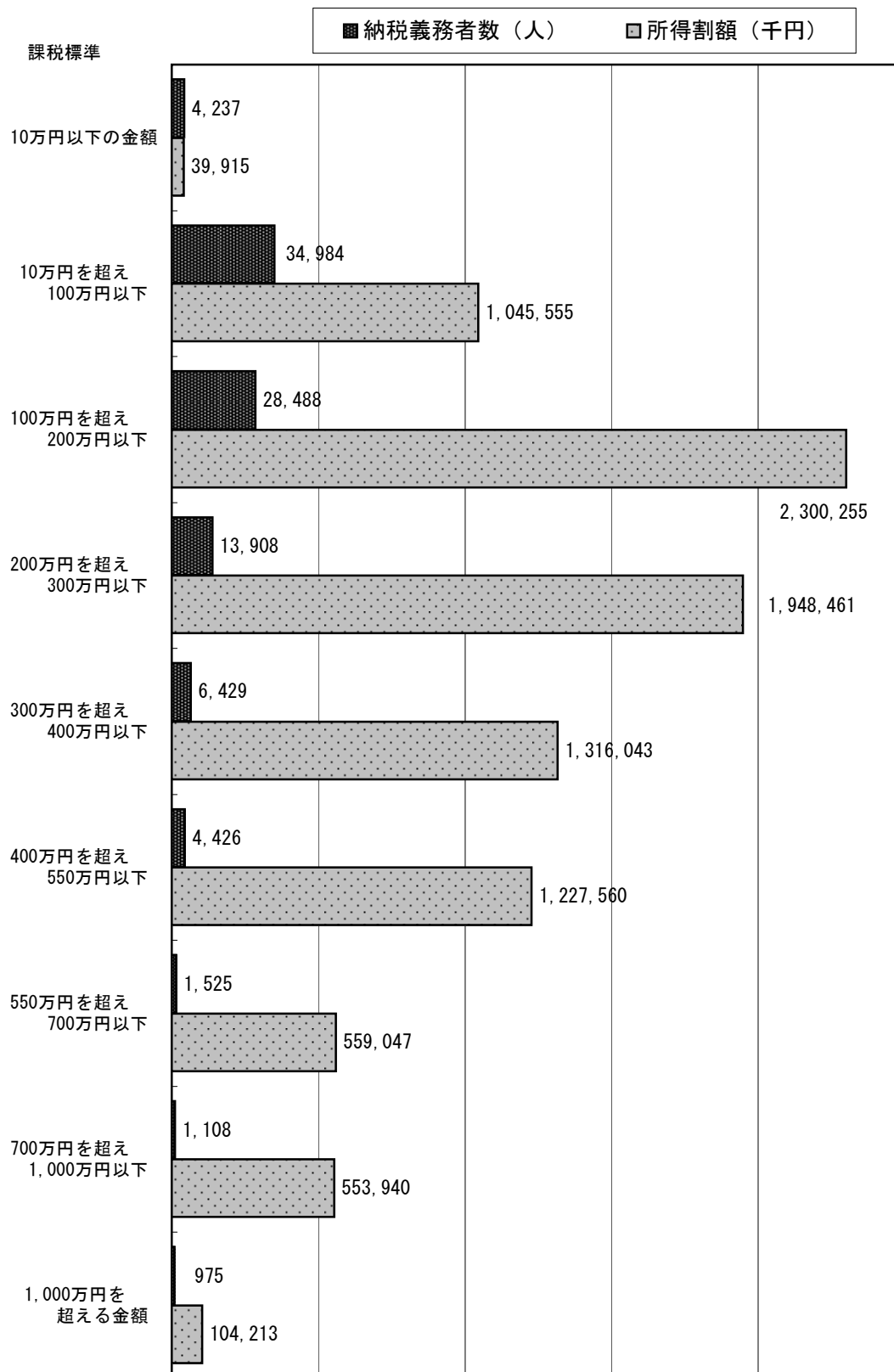
(各年度最終調定による)

(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等

年 度		所得者区分	給与所得者	営業等 所得者	農業所得者	その他の 所得者	家屋屋敷 等のみ	分離譲渡 所得者	合 計
21 年度		納税義務者数（人）	78,865	6,750	14	18,728	86	—	104,443
		構成比（％）	75.5	6.5	0.0	17.9	0.1	—	100.0
		市民税額（千円）	9,628,627	562,990	352	1,514,658	258	—	11,706,885
		構成比（％）	82.2	4.8	0.0	13.0	0.0	—	100.0
		1人あたりの 市民税額（円）	122,090	83,406	25,143	80,877	3,000	—	112,089
	所得割を 納める者	納税義務者数（人）	76,616	5,834	4	16,343	—	569	99,366
		所得金額（千円）	250,941,154	16,380,996	8,466	38,262,941	—	8,061,502	313,655,059
		構成比（％）	80.0	5.2	0.0	12.2	—	2.6	100.0
		1人あたりの 所得額（円）	3,275,310	2,807,850	2,116,500	2,341,243	—	14,167,842	3,156,563
22 年度		納税義務者数（人）	76,484	5,995	6	19,269	0	—	101,754
		構成比（％）	75.2	5.9	0.0	18.9	0.0	—	100.0
		市民税額（千円）	8,613,337	466,746	118	1,418,052	0	—	10,498,253
		構成比（％）	82.0	4.5	0.0	13.5	0.0	—	100.0
		1人あたりの 市民税額（円）	112,616	77,856	19,667	73,592	0	—	103,173
	所得割を 納める者	納税義務者数（人）	74,028	5,065	4	16,843	—	568	96,508
		所得金額（千円）	230,907,218	13,807,999	6,476	37,849,520	—	5,961,172	288,532,385
		構成比（％）	80.0	4.8	0.0	13.1	—	2.1	100.0
		1人あたりの 所得額（円）	3,119,188	2,726,160	1,619,000	2,247,196	—	10,495,021	2,989,725
23 年度		納税義務者数（人）	75,794	5,825	12	19,707	118	—	101,456
		構成比（％）	74.7	5.7	0.0	19.4	2.4	—	100.0
		市民税額（千円）	8,460,088	457,969	204	1,416,466	354	—	10,335,081
		構成比（％）	81.9	4.4	0.0	13.7	7.3	—	100.0
		1人あたりの 市民税額（円）	111,620	78,621	17,000	71,876	3,000	—	101,868
	所得割を 納める者	納税義務者数（人）	73,299	4,896	7	17,237	—	641	96,080
		所得金額（千円）	228,723,489	13,391,362	7,615	37,776,232	—	3,035,937	282,934,635
		構成比（％）	80.8	4.7	0.0	13.4	—	1.1	100.0
		1人あたりの 所得額（円）	3,120,418	2,735,164	1,087,857	2,191,578	—	4,736,251	2,944,782

（各年度 課税状況調第2表、5表～11表による）

図6 平成23年度 課税標準段階別所得割額等の構成



（課税状況調第12表による）

2 法人市民税

(1) 法人数

(単位：人)

年 度		20年度	21年度	22年度
区 分				
法 人 数		4,087	4,085	4,123
資本金別	1億円を超える法人及び相互会社	378	380	380
	1千万円を超え1億円以下の法人	620	603	600
	1千万円以下の法人	3,089	3,102	3,143
納税金額別	均等割のみ	2,491	2,738	2,786
	均等割を超え100万円未満	1,393	1,189	1,168
	100万円以上	203	158	169

(2) 平成22年度均等割区分別申告法人数

(単位：人)

	1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人	計
税 額	60,000円	144,000円	156,000円	180,000円	192,000円	480,000円	492,000円	2,100,000円	3,600,000円	
法人数	3,114	29	550	50	137	23	181	6	33	4,123

(平成23年3月31日現在)

(3) 調定額

(単位：円、%)

		20年度		21年度		22年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
均等割	現年度	503,248,000	97.4	495,399,000	98.4	514,139,000	103.8
	過年度	7,211,000	141.8	11,409,000	158.2	7,422,000	65.1
	計	510,459,000	97.9	506,808,000	99.3	521,561,000	102.9
法人税割	現年度	1,510,781,700	93.6	771,605,500	51.1	1,052,091,500	136.4
	過年度	38,490,800	110.7	38,567,200	100.2	38,776,800	100.5
	計	1,549,272,500	94.0	810,172,700	52.3	1,090,868,300	134.6
合計		2,059,731,500	94.9	1,316,980,700	151.6	1,612,429,300	122.4

(4) 業種別調定額

(単位：円、%)

年度 業種別		20年度				21年度				22年度			
		法人数	調定額	構成比	前年度比	法人数	調定額	構成比	前年度比	法人数	調定額	構成比	前年度比
農・林・漁・鉱業		8	1,688,800	0.1	87.9	8	971,000	0.1	57.5	3	660,000	0.0	68.0
建設業		761	136,988,200	6.7	87.5	744	121,048,000	9.2	88.4	744	137,010,700	8.5	113.2
製造業	食料品・たばこ	47	29,428,800	1.4	64.0	45	23,189,600	1.8	78.8	40	26,983,400	1.7	116.4
	繊維・家具等	116	43,563,900	2.0	57.0	112	32,663,300	2.5	75.0	96	29,098,700	1.8	89.1
	化学・石油石炭・金属製品業	431	512,378,800	24.9	103.5	415	178,558,400	13.5	34.8	391	390,581,100	24.2	218.7
卸・小売・飲食業		1,105	502,475,900	24.4	102.2	1,108	396,508,000	30.1	78.9	1,139	451,541,300	28.0	113.9
金融・保険業		75	143,244,000	7.0	86.0	74	82,055,400	6.2	57.3	70	83,864,800	5.2	102.2
不動産業		471	123,331,400	6.0	75.9	482	112,181,300	8.5	91.0	528	120,631,200	7.5	107.5
運輸・通信業		171	129,386,800	6.3	42.4	176	89,755,000	6.8	69.4	188	88,819,600	5.5	99.0
サービス・電気・ガス・水道業・その他		902	437,244,900	21.2	163.0	921	280,050,700	21.3	64.0	924	283,238,500	17.6	101.1
計		4,087	2,059,731,500	100.0	107.3	4,085	1,316,980,700	100.0	94.9	4,123	1,612,429,300	100.0	122.4

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税

(1) 納税義務者数

(単位：人、%)

区分 \ 年度	21年度		22年度		23年度	
	納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比
土地	67,796	101.3	68,768	101.4	69,306	100.8
家屋	68,001	101.2	68,945	101.4	69,485	100.8
償却資産	1,153	98.8	1,145	99.3	1,153	100.7

(概要調書による)

(2) 調定額

(単位：千円、%)

区分 \ 年度	20年度		21年度		22年度	
	調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
土地	5,276,666	99.5	5,256,287	99.6	5,119,100	97.4
家屋	4,868,356	103.2	4,803,921	98.7	4,952,032	103.1
小計	10,145,022	101.2	10,060,208	99.2	10,071,132	100.1
償却資産	1,142,825	98.8	1,111,070	97.2	1,077,717	97.0
合計	11,287,847	101.0	11,171,278	99.0	11,148,849	99.8

(各年度 最終調定による)

(3) 土地

① 平成23年度地目別評価地積等の構成

区 分 地 目		評 価 総 地 積			免税点未満のもの		決 定 価 格		単位あたり価格	
		筆 数	地 積 (㎡)	構成比 (%)	筆 数	地 積 (㎡)	総 額 (千円)	免税点をこえるもの(千円)	平均価格 (円)	最高価格 (円)
田	一 般 田	1,846	1,125,011	7.7	333	185,274	157,683	133,047	140	225
	介在田・市街化区域田	407	145,211	1.0	2	221	6,154,632	6,154,201	42,384	91,554
畑	一 般 畑	788	378,135	2.6	103	53,924	30,918	26,836	82	204
	介在畑・市街化区域畑	488	116,252	0.8	7	376	5,130,062	5,126,017	44,129	94,586
宅 地		109,160	11,982,962	82.4	779	12,599	993,162,042	992,504,524	82,881	257,660
池 沼		2	60	0.0	0	0	1	1	17	22
山 林		365	132,728	0.9	46	20,876	1,358,817	1,358,074	10,238	66,600
原 野		53	9,450	0.1	8	1,423	160,388	160,371	16,972	75,381
雑 種 地	ゴルフ場等の用地	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	鉄軌道用地	709	250,658	1.7	0	0	9,216,823	9,216,823	36,771	215,135
	その他の雑種地	1,085	400,214	2.8	22	2,204	8,030,462	8,028,967	20,065	123,984
合 計		114,903	14,540,681	100.0	1,300	276,897	1,023,401,828	1,022,708,861	70,382	

(概要調書による)

②地目別地積及び課税標準額（免税点以上のもの）

(単位：千円、㎡)

地 目		年 度	2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度
田		課税標準額	2, 380, 826	2, 264, 622	2, 092, 514
		地 積	1, 110, 605	1, 102, 820	1, 084, 727
畑		課税標準額	1, 828, 295	1, 774, 472	1, 644, 325
		地 積	452, 440	446, 322	440, 087
宅 地		課税標準額	360, 512, 468	350, 098, 309	338, 239, 805
		地 積	11, 916, 756	11, 961, 983	11, 970, 363
池 沼		課税標準額	1	1	1
		地 積	60	60	60
山 林		課税標準額	896, 481	890, 080	915, 340
		地 積	110, 853	109, 318	111, 852
原 野		課税標準額	101, 170	103, 452	103, 819
		地 積	8, 132	8, 027	8, 027
雑 種 地	鉄軌道用地	課税標準額	6, 754, 446	6, 659, 284	6, 410, 436
		地 積	250, 658	250, 658	250, 658
	その他の 雑 種 地	課税標準額	5, 599, 997	5, 856, 848	5, 515, 147
		地 積	395, 841	402, 213	398, 010
計		課税標準額	378, 073, 684	367, 647, 068	354, 921, 387
		地 積	14, 245, 345	14, 281, 401	14, 263, 784

(概要調書による)

(4) 家屋

① 平成23年度用途・構造別評価額及び床面積

用途別 区分			総 数				免税点未満のもの	
			評価額（千円）	棟 数	床面積（㎡）	平均価格（円）	評価額（千円）	床面積（㎡）
木造	専 用 住 宅		103,449,099	49,397	4,035,506	25,635	124,648	51,938
	共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎		3,925,826	1,443	299,579	13,104	37	47
	併 用 住 宅		3,061,136	3,005	249,988	12,245	3,478	1,424
	工 場 ・ 倉 庫		180,102	489	35,897	5,017	3,800	2,576
	そ の 他		892,679	2,884	138,027	6,467	27,014	20,303
	計		111,508,842	57,218	4,758,997	23,431	158,977	76,288
非木造	事務所・店舗・銀行	鉄 骨 鉄 筋 造	7,871,279	12	94,322	83,451	0	0
		鉄 筋 造	7,239,296	125	144,283	50,174	0	0
		鉄 骨 造	25,813,873	845	527,022	48,981	0	0
		軽 量 鉄 骨 造	336,820	127	18,117	18,591	84	10
		ブ ロ ッ ク 造	3,310	6	184	17,989	0	0
		計	41,264,578	1,115	783,928	52,638	84	10
	住宅・アパート	鉄 骨 鉄 筋 造	36,382,722	71	569,030	63,938	0	0
		鉄 筋 造	83,360,410	1,871	1,446,917	57,612	541	93
		鉄 骨 造	38,835,391	3,517	828,588	46,869	41	13
		軽 量 鉄 骨 造	16,487,398	2,923	454,153	36,304	269	232
		ブ ロ ッ ク 造	85,235	152	7,081	12,037	1,391	319
		計	175,151,156	8,534	3,305,769	52,983	2,242	657
	ホテル・病院	鉄 骨 鉄 筋 造	20,204	1	612	33,013	0	0
		鉄 筋 造	3,749,922	36	58,114	64,527	0	0
		鉄 骨 造	2,595,766	50	36,000	72,105	0	0
		軽 量 鉄 骨 造	46,744	5	1,074	43,523	0	0
		ブ ロ ッ ク 造	0	0	0	0	0	0
		計	6,412,636	92	95,800	66,938	0	0
	工場・倉庫・市場	鉄 骨 鉄 筋 造	422,279	4	16,177	26,104	0	0
		鉄 筋 造	1,722,737	76	46,725	36,870	0	0
		鉄 骨 造	20,662,615	1,080	789,713	26,165	0	0
		軽 量 鉄 骨 造	627,841	352	83,956	7,478	498	126
		ブ ロ ッ ク 造	68,540	128	6,183	11,085	530	143
		計	23,504,012	1,640	942,754	24,931	1,028	269
	その他	鉄 骨 鉄 筋 造	2,122,321	4	22,932	92,548	0	0
		鉄 筋 造	16,610,707	10,863	393,605	42,201	0	0
		鉄 骨 造	7,499,774	574	178,191	42,088	0	0
		軽 量 鉄 骨 造	150,408	123	10,877	13,828	0	0
		ブ ロ ッ ク 造	62,524	189	5,175	12,082	527	118
		計	26,445,734	11,753	610,780	43,298	527	118
	合計	鉄 骨 鉄 筋 造	46,818,805	92	703,073	66,592	0	0
		鉄 筋 造	112,683,072	12,971	2,089,644	53,925	541	93
		鉄 骨 造	95,407,419	6,066	2,359,514	40,435	41	13
		軽 量 鉄 骨 造	17,649,211	3,530	568,177	31,063	851	368
		ブ ロ ッ ク 造	219,609	475	18,623	11,792	2,448	580
		計	272,778,116	23,134	5,739,031	47,530	3,881	1,054

(概要調書による)

② 平成２３年度家屋の増減

用途別		新 増 分			減 少 分		
		床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数
木 造	専 用 住 宅	62,502	4,185,029	594	18,968	190,852	250
	併 用 住 宅	1,005	63,507	6	2,115	21,756	25
	共同住宅・寄宿舍	2,309	145,471	10	6,363	55,852	31
	工 場 ・ 倉 庫	176	4,074	2	673	2,038	4
	そ の 他	588	29,942	6	2,054	10,631	23
	小 計	66,580	4,428,023	618	30,173	281,129	333
非 木 造	事務所・店舗・銀行	5,108	515,736	12	9,612	256,169	36
	住宅・アパート	60,171	5,235,560	54	7,355	169,696	38
	工場・倉庫・市場	4,519	343,860	13	19,290	191,774	48
	そ の 他	13,959	701,730	17	2,083	56,742	46
	小 計	83,757	6,796,886	96	38,340	674,381	168
合 計		150,337	11,224,909	714	68,513	955,510	501

(概要調書による)

(５) 償却資産

平成２３年度課税標準額の内訳

(単位：千円)

		決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				特例該当分(イ)	(イ) 以外
た市 も長 のが 価 格 等 を 決 定 し	構 築 物	12,416,244	12,385,124	9,573	12,375,551
	機 械 及 び 装 置	19,289,586	19,253,156	79,378	19,173,778
	船 舶	908	908	0	908
	車 両 及 び 運 搬 具	478,872	478,872	0	478,872
	工 具 器 具 及 び 備 品	12,943,437	12,921,104	1,888	12,919,216
	小 計	45,129,047	45,039,164	90,839	44,948,325
法第３８９条の規定により総務大臣 が価格等を決定し配分したもの		30,340,144	28,862,619		
合 計		75,469,191	73,901,783		

(概要調書による)

(６) 交付金・納付金

年度別交付（納付）額

(単位：千円、％)

区分	2 1 年 度		2 2 年 度		2 3 年 度	
	金 額	前年度比	金 額	前年度比	金 額	前年度比
交付金	263,858	102.3	273,972	103.8	269,340	98.3
納付金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	263,858	102.3	273,972	103.8	269,340	98.3

(概要調書による)

2 都市計画税

(1) 調定額等

(単位：人、%)

年度 区分	21年度	22年度	23年度
納税義務者数	74,796	75,647	76,086
前年度比	101.0	101.1	100.6
調定額(千円)	2,580,791	2,569,599	2,545,261
前年度比	99.2	99.6	99.1

(各年度最終調定による(ただし、23年度は概要調書による))

3 特別土地保有税

(1) 一般分

区分 年度	保有分 (基準面積が5,000㎡以上のもの)							取得分 (基準面積が5,000㎡以上のもの)						
	件数	面積 (㎡)	取得価格 (千円)	固定資産税 課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	免除認定 税 額 (千円)	申告額 (千円)	件数	面積 (㎡)	取得価格 (千円)	固定資産税 課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	免除認定 税 額 (千円)	申告額 (千円)
19	1	8,820	1,620,623	1,024,490	8,346	8,346	0	1	8,820	1,620,623	613,727	24,069	24,069	0
20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(各年度最終調定による)

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1 軽自動車税

(1) 車種別課税台数及び調定額

(単位：台、千円、%)

区 分 年 度			税 率 (円)	2 1 年 度			2 2 年 度			2 3 年 度			
				台 数	調定額		台 数	調定額		台 数	調定額		
						前年度比			前年度比			前年度比	
原動機付自転車	5 0 c c 以下		1,000	24,579	24,579	97.7	23,997	23,997	97.6	23,218	23,218	96.8	
	9 0 c c 以下		1,200	1,206	1,447	94.8	1,181	1,420	98.1	1,113	1,336	94.1	
	1 2 5 c c 以下		1,600	3,601	5,762	108.6	3,845	6,152	106.8	4,160	6,656	108.2	
	ミ ニ カ ー		2,500	77	192	101.4	75	188	97.9	77	193	102.7	
	小 計			29,463	31,980	99.4	29,098	31,757	99.3	28,568	31,403	98.9	
軽自動車及び小型特殊自動車	二 輪 の も の		2,400	3,316	7,959	99.7	3,329	7,990	100.4	3,437	8,249	103.2	
	三 輪 の も の		3,100	2	6	100.0	2	6	100.0	1	3	50.0	
	四 輪 の も の	乗 用	営業用	5,500	6	33	150.0	8	44	133.3	8	44	100.0
			自家用	7,200	15,738	113,314	105.6	16,165	116,388	102.7	16,570	119,304	102.5
		貨 物	営業用	3,000	562	1,686	98.6	541	1,623	96.3	545	1,635	100.7
			自家用	4,000	7,498	29,992	98.1	7,120	28,480	95.0	6,972	27,888	97.9
	農 耕 用		1,600	16	25	100.0	18	29	116.0	17	27	93.1	
	特殊作業用		4,700	114	536	94.2	107	502	93.7	102	479	95.4	
	小 計			27,252	153,551	103.6	27,290	155,062	101.0	27,652	157,629	101.7	
二輪の小型自動車			4,000	2,385	9,540	100.8	2,351	9,404	98.6	2,397	9,588	102.0	
合 計				59,100	195,071	102.8	58,739	196,223	100.6	58,617	198,620	101.2	

(各年度決算における数値(ただし、23年度は課税状況調による))

2 市たばこ税

(1) 調定額等

区分 \ 年度	20年度	21年度	22年度
消費本数 (千本)	旧3級品 5,843 旧3級品以外 444,739	旧3級品 5,750 旧3級品以外 420,752	旧3級品 7,916 旧3級品以外 370,326
税率	旧3級品 1000本につき1,564円 旧3級品以外 1000本につき3,298円	旧3級品 1000本につき1,564円 旧3級品以外 1000本につき3,298円	平成22年9月30日まで 旧3級品 1000本につき1,564円 旧3級品以外 1000本につき3,298円 平成22年度10月1日から 旧3級品 1000本につき2,190円 旧3級品以外 1000本につき4,618円
調定額 (千円)	1,475,887	1,396,635	1,352,215
前年度比 (%)	95.8	94.6	96.8

(各年度 最終調定による)

3 入湯税

(1) 調定額等

年度		20年度	21年度	22年度
特別徴収義務者数		2	2	2
課税対象 となった 入湯客数	宿泊する者	0	0	0
	宿泊しない者	102,116	100,021	98,152
調定額		7,658,700	7,501,575	7,361,400

* 入湯税の税率(1人1日) 宿泊する者 150円
宿泊しない者 75円

Ⅶ 地方譲与税及び府交付金等

1 地方譲与税

(1) 地方揮発油譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
21	32,000	27,682,000	37,906,000	65,620,000
22	35,644,000	37,197,000	43,903,000	116,744,000

(2) 自動車重量譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
20	95,652,000	136,549,000	98,525,000	330,726,000
21	90,109,000	117,528,000	88,199,000	295,836,000
22	82,750,000	113,693,000	83,475,000	279,918,000

(3) 地方道路譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
20	32,912,000	40,357,000	33,007,000	106,276,000
21	35,705,674	9,348,639	967	45,055,280
22	134	117	32	283

2 府交付金等

(1) 利子割交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
20	96,230,000	56,359,000	47,559,000	200,148,000
21	78,375,000	43,864,000	47,924,000	170,163,000
22	72,874,000	44,286,000	44,220,000	161,380,000

(2) 配当割交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
20	44,430,000	12,935,000	21,391,000	78,756,000
21	30,398,000	12,567,000	20,870,000	63,835,000
22	26,394,000	3,465,000	46,768,000	76,627,000

(3) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円)

年度	交付額
20	27,897,000
21	29,627,000
22	25,930,000

(4) 地方消費税交付金

(単位：円)

年度	6月期分	9月期分	12月期分	3月期分	計
20	487,443,000	683,864,000	224,170,000	511,222,000	1,906,699,000
21	481,231,000	741,028,000	302,596,000	487,997,000	2,012,852,000
22	361,696,000	779,636,000	353,784,000	514,279,000	2,009,395,000

(5) 自動車取得税交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
20	126,337,000	120,228,000	116,419,000	362,984,000
21	66,556,000	66,654,000	70,818,000	204,028,000
22	62,680,000	57,399,000	56,992,000	177,071,000

(6) 旧法による自動車取得税交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
21	1,515,000	490,000	4,000	2,009,000
22	6,000	2,000	2,000	10,000

(7) 府民税徴収委託金

(単位：円)

年度	8月期分	11月期分	2月期分	5月期分	計
20	108,513,366	178,655,480	111,198,806	105,155,402	503,523,054
21	92,037,745	100,678,951	97,995,402	91,166,659	381,878,757
22	89,191,449	97,093,079	89,634,560	87,825,117	363,744,205

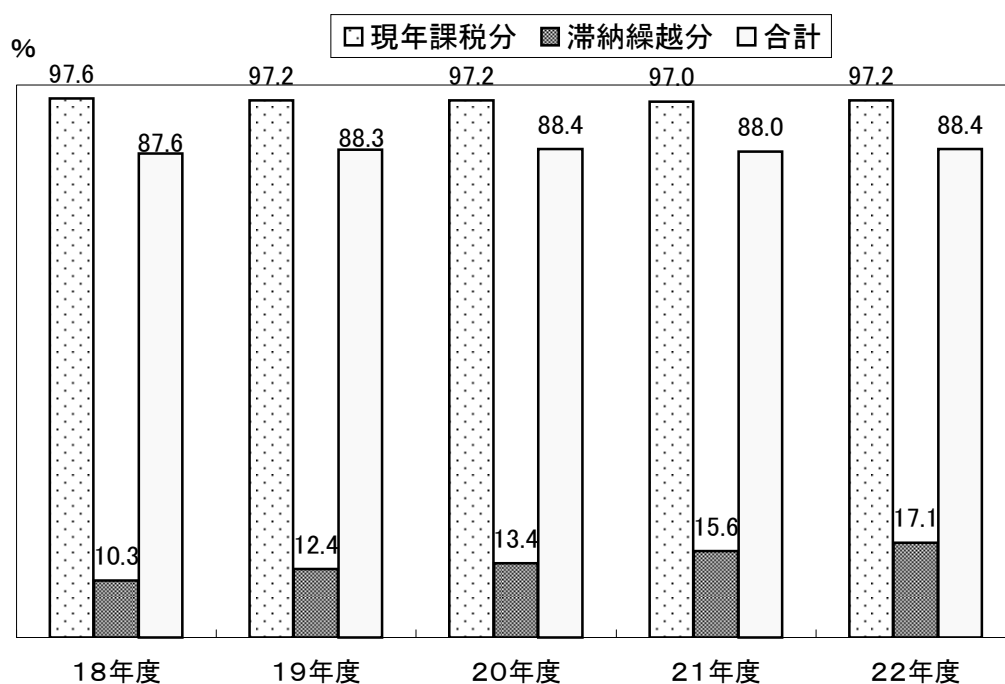
VIII 徴収

1 徴収率の推移

(単位：％)

税目	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市民税（個人）	現年課税分	97.2	96.6	96.1	96.5	96.8
	滞納繰越分	17.2	18.6	20.0	23.7	24.9
市民税（法人）	現年課税分	99.7	99.3	98.7	96.4	98.7
	滞納繰越分	48.1	36.1	26.5	21.2	6.1
固定資産税	現年課税分	97.3	97.2	97.6	97.3	97.3
	滞納繰越分	8.9	11.8	12.4	13.6	15.9
軽自動車税	現年課税分	89.6	90.9	91.5	91.3	92.2
	滞納繰越分	8.9	9.0	8.2	11.7	10.5
入湯税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
都市計画税	現年課税分	97.0	96.9	97.4	97.1	96.9
	滞納繰越分	9.1	12.0	12.7	14.0	16.3
市税合計	現年課税分	97.6	97.2	97.2	97.0	97.2
	滞納繰越分	10.3	12.4	13.4	15.6	17.1
	合計	87.6	88.3	88.4	88.0	88.4

図7 徴収率の推移



2 歳出還付金、還付加算金

(単位：件、円)

区分 年度	個人市民税・府民税			法人市民税		
	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金
20	5,989	174,877,073	—	274	64,478,806	2,140,900
21	954	25,372,791	—	335	172,716,100	5,884,600
22	1,046	33,335,266	590,800	212	41,324,600	1,028,500

区分 年度	固定資産税・都市計画税			軽自動車税			計		
	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金
20	156	19,211,006	348,300	24	109,900	—	6,443	258,676,785	2,489,200
21	207	14,525,257	210,400	21	48,400	—	1,517	212,662,548	6,095,000
22	229	43,900,167	13,984,870	7	46,300	—	1,494	118,606,333	15,604,170

3 不納欠損額

(単位：円)

	20年度	21年度	22年度
個人市民税	160,129,020	171,374,702	137,491,576
法人市民税	4,260,800	25,326,470	13,564,300
固定資産税	138,347,389	137,040,411	146,170,374
軽自動車税	12,141,440	12,323,280	13,070,940
都市計画税	37,828,344	37,090,823	39,174,459
合 計	352,706,993	383,155,686	349,471,649

4 平成22年度口座振替（自動払込）額

(単位：人、%、円)

	納税義務者数	振替者数	加入率	現年課税分収入済額	振替納付額	振替率
個人市民税	49,633	4,266	8.6	2,632,068,115	574,919,406	21.8
固定資産税 都市計画税	75,812	11,027	14.5	9,761,929,559	2,185,528,900	22.4
軽自動車税	45,725	1,772	3.9	180,971,700	7,402,400	4.1
合 計	171,170	17,065	10.0	12,574,969,374	2,767,850,706	22.0

IX その他

1 徴税費の状況

(単位：千円、%)

年 度 区 分		2 0 年 度			2 1 年 度			2 2 年 度			
		決 算 額	前年度比	構成比	決 算 額	前年度比	構成比	決 算 額	前年度比	構成比	
税収入額	市 税 (1)	29,886,868	100.1		28,705,758	96.0		27,856,740	97.0		
	個人府民税 (2)	7,936,509	104.2		7,796,599	98.2		7,070,599	90.7		
	計 (3)	37,823,377	101.0		36,502,357	96.5		34,927,339	95.7		
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	273,442	93.9	32.1	257,181	94.1	38.2	250,496	97.4	38.2
		諸 手 当	190,036	95.6	22.3	173,673	91.4	25.9	167,911	96.7	25.4
		超過勤務手当	8,268	104.8	1.2	13,298	160.8	2.0	17,216	129.5	2.6
		税務特別手当	349	122.0	0.1	429	122.9	0.1	562	131.0	0.1
		その他の手当	181,419	95.2	27.0	159,946	88.2	23.8	150,133	93.9	22.7
		そ の 他 (共 済 費 等)	81,568	92.1	12.2	88,620	108.6	13.2	83,449	94.2	12.6
		計	545,046	94.2	66.6	519,474	95.3	77.3	501,856	96.6	76.2
	需 用 費	旅 費	92	94.8	0.0	196	213.0	0.0	104	53.1	0.0
		そ の 他	179,340	105.0	26.7	152,610	85.1	22.7	158,585	103.9	24.0
		計	179,432	105.0	26.7	152,806	85.2	22.7	158,689	103.8	24.0
	納期前納付報奨金		11,478	112.4	1.7	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	そ の 他		115,182	119.4	17.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	合 計 (4)		851,138	99.4	112.0	672,280	79.0	100.0	660,545	98.3	100.2
	府民税徴収取扱費 (5)		436,794	90.6		371,757	85.1		350,680	94.3	
	(4) － (5) ＝ (6)		414,344	110.8		300,523	72.5		309,865	103.1	
税収入に対する徴税額の割合	(4) ／ (3)	2.3%			1.8%			1.9%			
	(6) ／ (1)	1.4%			1.0%			1.1%			
税 務 職 員 数		66 人			65 人			65 人			

(各年度 課税状況調第39表による)

2 税務機構及び事務分掌

(1) 税務機構

平成23年10月1日現在

	税務室長	課長	係長	副係長	主任～書記	計
市 民 税 担 当	1	1	3	—	18	22
固定資産税担当		1	3	—	19	23
納 税 担 当		1	2	1	17	21
計	1	3	8	1	54	66

※ 税務室長は市民税担当課長を兼務

※ 主任～書記には再任用職員及び任期付短時間勤務職員を含む

(2) 事務分掌

税務室

- (1) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 税務統計に関すること。
- (3) 市税及び府民税(以下「市税等」という。)の賦課、調査及び徴収に関すること。
- (4) 固定資産の評価に関すること。
- (5) 市税等の滞納処分に関すること。
- (6) 市税等の不納欠損に関すること。
- (7) 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。
- (8) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (9) 寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (11) 税宛名データの管理に関すること。

3 税務職員の年齢及び経験年数等

(1) 年齢別職員数

平成23年10月1日現在

年 齢 担当名	25才 未満	25才 ～ 29才	30才 ～ 34才	35才 ～ 39才	40才 ～ 44才	45才 ～ 49才	50才 以上	計	平均年齢
市 民 税 担 当	3	—	3	0	5	5	6	22	43才4月
固定資産税担当	2	—	1	2	5	1	12	23	45才5月
納 税 担 当	2	—	1	2	2	2	12	21	50才2月
計	7	0	5	4	12	8	30	66	47才4月

(2) 税務経験年数別職員数

平成23年10月1日現在

年 数 担当名	2年 未満	2年 ～ 3年	4年 ～ 5年	6年 ～ 7年	8年 ～ 9年	10年 ～ 14年	15年 以上	計	平均経験 年数
市 民 税 担 当	9	5	1	0	1	3	3	22	6年1月
固定資産税担当	3	3	2	2	4	3	6	23	9年10月
納 税 担 当	7	3	2	1	3	2	3	21	7年2月
計	19	11	5	3	8	8	12	66	7年9月

4 税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(抜粋)

(手当の支給)

第3条 特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

2 特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

(支給日)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種 類	支給対象職員	支給額	摘 要
1	市税徴収手当	納税督促による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収徴収金額の2/1000 ・繰越分滞納市税の徴収徴収金額の4/1000	1か月7,000円を超えるときは、7,000円とする。

5 税務証明

(1) 税務に関する各種証明書

	種 別	使 用 目 的	内 容	備 考
市民税担当	住民税決定証明 (所得証明) (課税証明)	1 金融機関等への借入申請 2 公営公団住宅入居申請 3 奨学金申請 4 各種保証人用 5 その他	年間所得と当該年度に課税された額の証明	1件につき 300円
	法人所在地証明	自動車車庫証明用等	法人所在地の証明	
固定資産税担当	評価通知書	登記関係	登記所への評価額通知	無料 (登記官の依頼書要)
	固定資産税台帳登録事項証明	自動車車庫証明用等	土地・家屋の資産証明	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は、1棟増すごとに50円加算)
	公課証明	1 裁判に関するもの 2 金融機関提出用 3 税務署提出用	当該年度に課税された資産内訳又は課税された額の証明	
	評価証明	1 資金借入 2 各種保証人 3 裁判に関するもの 4 地代、家賃算定用 5 その他	土地・家屋及び償却資産の評価額の証明	
	租税特別措置法 第72条証明 第73条証明 第74条証明	登記用	住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	1件につき 1,300円
納税担当	納税証明	1 融資関係 2 各種保証人 3 入国管理事務所への帰化申請 4 住宅入居 5 税務署提出用 6 自動車等継続検査申請用 7 その他	納税すべき確定額並びに納税済額及び未納の額の証明	1件につき 300円 ただし、自動車等継続検査申請用については無料

※ 市民課証明書交付コーナー、各市民センター及び市役所サービス処「ねやがわ屋」では、上記証明書のうち、「住民税決定証明」、「公課証明」、「評価証明」、「車庫証明用(固定資産税台帳登録事項)」、「納税証明(法人市民税を除く)」などを発行している。

(2) 手数料収入額 (税務室所管分のみ)

	21年度		22年度		前年度比		備考
	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (%)	収入額 (%)	
市民税担当	5,956	1,786,800	5,936	1,780,800	99.7	99.7	
課税証明	5,956	1,786,800	5,936	1,780,800	99.7	99.7	1件 300円
固定資産税担当	2,844	2,437,100	2,687	2,272,550	94.5	93.2	
評価証明	1,048	391,750	1,051	381,550	100.3	97.4	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は、1 棟増すごとに50 円加算)
各種台帳閲覧	279	83,700	208	62,400	74.6	74.6	
公課証明	11	3,850	33	15,100	300.0	392.2	
車庫証明	0	0	0	0	-	-	
新築証明	0	0	0	0	-	-	
住宅用家屋証明	1,506	1,957,800	1,395	1,813,500	92.6	92.6	1件 1,300円
納税担当	1,568	470,400	1,347	404,100	85.9	85.9	
個人市民税納税証明	344	103,200	344	103,200	100.0	100.0	1件 300円
法人市民税納税証明	899	269,700	754	226,200	83.9	83.9	
固定資産税納税証明	320	96,000	243	72,900	75.9	75.9	
軽自動車税納税証明	5	1,500	6	1,800	120.0	120.0	
合 計	10,368	4,694,300	9,970	4,457,450	96.2	95.0	

※ 税率の変遷 (市民税の税歴 1/17)

年 度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納 期	法人市民税税率		摘 要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
24	個人		均等割 100 円 給与所得 100 円につき 2 個 56 銭 営業所得 100 円につき 2 個 56 銭 その他所得 100 円につき 5 個 1 円 40 銭 法人 所用土地賃貸価格 100 円につき 120 個 33 円 60 銭 所用家屋賃貸価格 100 円につき 100 個 28 円 配当及び利子所得 100 円につき 2 個 56 銭					所得金額 100円につき 16個 3 円 84 銭 資本額 100円につき 30個 7 円 20 銭			S24.9.15 シャープ使節団 日本税制報告書 発表(シャープ勧告)
25	25. 8. 1	25. 6.10	所得税額	600 円	18/100			10月12月 2月	1,200 円	9.7/100	勧告に基づく税制改正
26	26. 4. 1	26. 6.10	〃	500 円	18/100			7月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27. 4. 1	27. 4.30	〃	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
28	28. 4. 1	28. 4.30	〃	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
29	29. 1. 1	29. 3.31	〃	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される
30	30. 1. 1	30. 3.31	〃	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
31	31. 1. 1	31. 3.31	〃	400 円	15/100	100 円	5.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
32	32. 1. 1	32. 3.31	〃	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
33	33. 1. 1	33. 3.31	〃	400 円	18.5 / 100	100 円	7.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
34	34. 1. 1	34. 3.31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
35	35. 1. 1	35. 3.31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36. 1. 1	36. 3.31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により 地方税(特に住民税) 改正、昭和37年度より実施される。

市民税の税歴(2／17)

		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度	
賦課期日・申告期限		37. 1. 1.	37. 3. 20.	38. 1. 1.	38. 3. 20.	39. 1. 1.	39. 3. 20.	40. 1. 1.	40. 3. 20.
所得控除	扶 養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円		同 左		同 左		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額 (限度額は 22,500 円)		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	90,000円		同 左		同 左		同 左	
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	10 万円以下の金額 2 % 10 万円を超える金額 3 % 20 万円 " 4 % 50 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 250 万円 " 7 % 400 万円 " 8 % 600 万円 " 9 % 1,000 万円 " 10 % 2,000 万円 " 11 % 3,000 万円 " 12 % 5,000 万円 " 13 %		15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 % (配偶者、15才以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得 が 5万円を超え扶養親族のすべて が15才未満であるときそのうち1人 のみについて 240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)		同 左		同 左		同 左	
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者があるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいず れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同 左		同 左		同 左	
	配 当	市民税の所得割から配当所得の 4% 府民税の所得割から配当所得の 1.6%		市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2%		同 左		同 左	
	課税所得金額が 1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記の率の 1/2で控除する。			課税所得金額が 1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記の率の 1/2で控除する。					
	摘 要	青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円		同 左		同 左		市民税所得割の税率が標準税率から標準税率を制限税率に改められた。従って標準税率に1.5/100 を乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円	

市民税の税歴(3／17)

昭和41年度			昭和42年度		昭和43年度					
賦課期日・申告期限			41. 1. 1.	41. 3. 20.	42. 1. 1.	42. 3. 15.	43. 1. 1.	43. 3. 15.		
所 特 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除	80,000円		同	左	配偶者及び扶養	配偶者控除	90,000円	
		控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える	控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 50,000円を加える							
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額(限度額は 22,500 円)		同	左	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 60,000 円 特別障害 80,000 円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 60,000 円			
		社会保険料	1年間の支払い金額の全額				生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)		
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	雑 損	総所得金額の10%を超える金額			
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同	左	医療費	総所得金額の 5%を超える金額 (限度額は、150,000 円)			
	基礎控除	100,000円		同	左	基礎控除	110,000 円			
	市 民 税	均等割	400円		同	左	均等割	400 円		
		所得割	15 万円以下の金額	2 %	同	左	所得割	15 万円以下の金額	2 %	
			15 万円を超える金額	3 %			15 万円を超える金額	3 %		
40 万円			4 %	40 万円			4 %			
70 万円			5 %	70 万円			5 %			
100 万円			6 %	100 万円			6 %			
150 万円			7 %	150 万円			7 %			
250 万円			8 %	250 万円			8 %			
400 万円			9 %	400 万円			9 %			
600 万円			10 %	600 万円			10 %			
1,000 万円	11 %		1,000 万円	11 %						
2,000 万円	12 %	2,000 万円	12 %							
3,000 万円	13 %	3,000 万円	13 %							
5,000 万円	14 %	5,000 万円	14 %							
府 民 税	均等割	100円		同	左	均等割	100 円			
	所得割	150 万円以下の金額	2 % 150 万円を超える金額	4 %	同	左	所得割	150 万円以下の金額	2% 150 万円を超える金額	4%
税 額 控 除	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者があるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいず れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同	左	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2 で控除する。			
	配 当	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		同	左					
摘 要		○配偶者控除が創設された。 青色専従者控除 100,000円 白色専従者控除 60,000円		○所得税確定申告の申告者に 対しては、市民税の申告義務 を課さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税 確定申告とあわせて3月15 日となった。 青色専従者控除 120,000円 白色専従者控除 80,000円		青色専従者控除 170,000円 白色専従者控除 110,000円				

市民税の税歴(4/17)

		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
賦課期日・申告期限		44. 1. 1.	44. 3. 15.	45. 1. 1.	45. 3. 15.	46. 1. 1.	46. 3. 15.	47. 1. 1.	47. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 100,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 60,000円を加える		配偶者控除 110,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき 80,000円を加える		配偶者控除 130,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき 100,000円を加える		配偶者控除 140,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき 110,000円を加える	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 70,000 円 特別障害 90,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 70,000 円		納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 80,000 円 特別障害 100,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ80,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 90,000 円 特別障害 110,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ90,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 100,000 円 特別障害 120,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ100,000円	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)		同 左		1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500 円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左	
	社会保険料 雑 損	1年間の支払い金額の全額 総所得金額の10%を超える金額		同 左 同 左		同 左 同 左		同 左 同 左	
	医療費	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、150,000 円)		総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、300,000 円)		総所得金額の 5% (10 万円超のときは 10万円) 超過額(限度 100万円)		同 左	
市民税	基礎控除	120,000 円		130,000 円		140,000 円		150,000 円	
	均等割	400 円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		同 左		同 左	
	均等割	100 円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2% 150 万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左		市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%	
摘 要		白色専従者控除 150,000円		S45.1.1 以降の土地建物等の譲 渡所得は、分離課税 長期 市 2.7 % 府 1.3 % 短期 市 8 % 府 4 % 白色専従者控除 150,000円		同 左		同 左 白色専従者控除 165,000円	

市民税の税歴(5/17)

		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度	
賦課期日・申告期限		48. 1. 1.	48. 3. 15.	49. 1. 1.	49. 3. 15.	50. 1. 1.	50. 3. 15.	51. 1. 1.	51. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき120,000円を加える		配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき140,000円を加える		配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき170,000円を加える		同 左	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 120,000 円 特別障害 140,000 円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ120,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 130,000 円 特別障害 160,000 円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ130,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 160,000 円 特別障害 190,000 円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ160,000円		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2+7,500 円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左		15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は支払金額の1/2+7,500 円 40,000円を超え70,000円以下は支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000 円		同 左	
	社会保険料 雑 損	1年間の支払い金額の全額 総所得金額の10% を超える金額		同 左 同 左		同 左 同 左		同 左 同 左	
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度 100万円)		同 左		同 左		総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)	
	基礎控除	160,000 円		180,000 円		190,000 円		同 左	
市民税	均等割	400 円		同 左		同 左		1,200 円	
	所得割	30 万円以下の金額 2 % 30 万円を超える金額 3 % 50 万円 " 4 % 80 万円 " 5 % 110 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		同 左	
	均等割	100 円		同 左		同 左		300 円	
	所得割	150 万円以下の金額 2%		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150 万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する		同 左		同 左	
	摘要	S47.1.1 以降の土地建物等の譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4 % 府 1.6 % 短期 市 8 % 府 4 % 白色専従者控除 170,000円		同 左		長期 特定市街化 市 3.4 % 区域農地等 府 1.6 % その他 市 4 % 府 2 % 短 期 市 8 % 府 4 %		同 左	

市民税の税歴(6／17)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度	
賦課期日・申告期限		52. 1. 1.	52. 3. 15.	53. 1. 1.	53. 3. 15.	54. 1. 1.	54. 3. 16.	55. 1. 1.	55. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき 190,000円を加える	200,000円	同 左		配偶者控除 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき 200,000円を加える	210,000円	配偶者控除 扶養控除 老人扶養控除 同居老親等扶養控除	220,000円 220,000円 230,000円 260,000円
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 180,000 円 特別障害 200,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ180,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 190,000 円 特別障害 210,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000 円 特別障害 230,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500 円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000 円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは 5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	200,000 円		同 左		210,000 円		220,000 円	
市民税	均等割	1,200 円		同 左		同 左		1,500 円	
	所得割	15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		30 万円以下の金額 2 % 30 万円を超える金額 3 % 50 万円 " 4 % 80 万円 " 5 % 110 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		30 万円以下の金額 2 % 30 万円を超える金額 3 % 45 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 130 万円 " 7 % 230 万円 " 8 % 370 万円 " 9 % 570 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 % 2,900 万円 " 13 % 4,900 万円 " 14 %	
府民税	均等割	300 円		同 左		同 左		500 円	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 %		同 左		同 左		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する		同 左		市民税の所得割から配当所得の 3.0% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する	
摘 要		長期 特定市街化 市 3.4 % 区域農地等 府 1.6 % (2,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 %) その他 市 4 % 府 2 % (2,000万円超の部分は 3/4 を総合課税) 短 期 市 8 % 府 4 %		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (2,000万円超の部分は3/4 を 総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %			

市民税の税歴(7/17)

		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
賦課期日・申告期限		56. 1. 1.	56. 3. 15.	57. 1. 1.	57. 3. 15.	58. 1. 1.	58. 3. 15.	59. 1. 1.	59. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		同 左		配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000 円 特別障害 230,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ 210,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000 円 特別障害 230,000 円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ 240,000 円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は支払金額の1/2 +7,500 円 40,000円を超え70,000円以下は支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000 円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは 5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	220,000 円		同 左		同 左		260,000 円	
市民税	均等割	1,500 円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	30 万円以下の金額 2 % 30 万円を超える金額 3 % 45 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 130 万円 " 7 % 230 万円 " 8 % 370 万円 " 9 % 570 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 % 2,900 万円 " 13 % 4,900 万円 " 14 %		同 左		同 左		同 左	
府民税	均等割	500 円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 %		同 左		同 左		同 左	
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する		同 左		同 左		同 左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000万円超の部分は市 4 % 府 2 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4 を総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は市 4 % 府 2 %) ○その他 市 8 % 府 4 % (4,000円超の部分は1/2 を総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %		同 左	

市民税の税歴(8/17)

		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度	
賦課期日・申告期限		60. 1. 1.	60. 3. 15.	61. 1. 1.	61. 3. 15.	62.1.1	62.3.15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		同 左	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 高齢者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000 円		同 左		同 左	
	生命保険料	15,000円以下 全 額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500 円を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは 5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左	
	基礎控除	260,000 円		同 左		同 左	
市民税	均等割	2,000 円		同 左		同 左	
	所得割	20 万円以下の金額 2.5 % 20 万円を超える金額 3 % 45 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 95 万円 " 6 % 120 万円 " 7 % 220 万円 " 8 % 370 万円 " 9 % 570 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 % 2,900 万円 " 13 % 4,900 万円 " 14 %		同 左		同 左	
府民税	均等割	700 円		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 %		同 左		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する		同 左		同 左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 8 % 府 4 % (4,000円超の部分は1/2 を 総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は1/2 を総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %			

市民税の税歴(9/17)

		昭和63年度		平成元年度		平成2年度	
賦課期日・申告期限		63. 1. 1.	63. 3. 15.	63. 1. 1.	元. 3. 15.	2. 1. 1.	2. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円		同 左		配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし		同 左		○配偶者控除あり 300,000-(A×30/35) ○配偶者控除なし	
	A 給与所得	140,000-(A+B×3.3-330000)×28/33				300,000-{(A-350,000)×30/35}	
	B 給与所得以外	合計所得金額は 800万円以下が対象				合計所得金額は1,000万円以下が対象	
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 納税者が高齢者か寡婦(夫)又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ240,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 高齢者控除 480,000 円 寡婦(夫) 240,000 円 勤労学生 240,000 円		普通障害 260,000 円 特別障害 280,000 円 高齢者控除 480,000 円 特別寡婦 260,000 円 寡婦(夫) 300,000 円 勤労学生 260,000 円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000 円 個人年金があるとき 個人年金の3,500 円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは 10万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左	
市民税	基礎控除	280,000 円		同 左		300,000 円	
	均等割	2,000 円		同 左		同 左	
	所得割	60 万円以下の金額 3 % 60 万円を超える金額 5 % 130 万円 " 7 % 260 万円 " 8 % 460 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 %		120 万円以下の金額 3 % 120 万円を超える金額 8 % 500 万円 " 11 %		同 左	
府民税	均等割	700 円		同 左		同 左	
	所得割	130 万円以下の金額 2 % 260 万円 " 3 % 260 万円を超える金額 4 %		500 万円以下の金額 2 % 500 万円を超える金額 4 %		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える 部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5 % 府 2.5 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 (S62.10.1以降の譲渡) 市 11 % 府 4 % 総合課税 120/100 のいずれか 多い方		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (S63.3.31までの譲渡で、4,000 万円 超の部分は、市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5 % 府 2 %) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市 2.7 % 府 1.3 % (4,000万円超の部分は、 市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5.5 % 府 2 %) 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 □特定支出控除の創設		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5 % 府 2 %) ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (4,000万円超の部分は、 市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5.5 % 府 2 %) 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4 % 府 2 % 特定支出控除 (給与控除後－特定支 出額のうち 給与控除後を超える金額)	

市民税の税歴(10／17)

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1.	H3. 3. 15.	4. 1. 1.	4. 3. 16.	5. 1. 1.	5. 3. 15.	6. 1. 1.	6. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 310,000円 老人配偶者・老人・特定扶養控除 360,000円 同居老親等扶養控除 430,000円 同居特別障害者控除 520,000円		同 左		同 左		同 左 (老人・特定扶養控除 390,000円)	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000 円未満 310,000円 50,000 円以上 100,000円未満 300,000円 100,000 円以上 300,000 ー (A ー 50,000) ○配偶者控除なし 400,000 円未満 310,000円 400,000 円以上 450,000円未満 300,000円 450,000 円以上 300,000 ー (A ー 50,000) A 配偶者の合計 所得金額 納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		同 左		同 左		同 左	
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 280,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 300,000 円		同 左		同 左		同 左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、 上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同 左		同 左		同 左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額(限度額 10,000 円)		同 左		同 左		同 左	
	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所 金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 (日本赤十字社も対象)		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過 (限度額は、2,000,000 円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	310,000 円		同 左		同 左		同 左	
市民税	均等割	2,000 円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	160 万円以下の金額 3 % 160 万円を超える金額 8 % 550 万円 〃 11 %		同 左		同 左		同 左	
府民税	均等割	700 円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	550 万円以下の金額 2 % 550 万円を超える金額 4 %		同 左		同 左		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率 の1/2 で控除する。		同 左		同 左		同 左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、市 5 % 府 2 %) ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (4,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、市 5.5 % 府 2 %) 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 又は 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4 % 府 2 %		同 左 ○優良住宅地等の 造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 %		同 左 ○特定市街化区域 農地等の譲渡 市 5.8 % 府 2.2 %		同 左 ○その他 市 6 % 府 3 % □平成6年度限り所得割の 20 %(20 万円限度)を減 税	

市民税の税歴(11/17)

		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1.	H7. 3. 15.	H8. 1. 1.	H8. 3. 15.	H9. 1. 1.	H9. 3. 17.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 410,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 540,000円		同 左		同 左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000 円未満 330,000円 50,000 円以上 100,000円未満 300,000円 100,000 円以上 300,000 ー (A ー 50,000) ○配偶者控除なし 400,000 円未満 330,000円 400,000 円以上 450,000円未満 300,000円 450,000 円以上 300,000 ー (A ー 50,000)		○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上330,000-(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000-(A-380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同 左	
	A 配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 280,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 300,000 円		同 左		同 左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同 左		同 左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)		同 左		同 左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)		同 左		同 左	
市民税	基礎控除	330,000 円		同 左		同 左	
	均等割	2,000 円		2,500 円		同 左	
	所得割	200 万円以下の金額 3 % 200 万円を超える金額 8 % 700 万円 " 11 %		同 左		200 万円 以下の金額 3 % 200 万円 を超える金額 8 % 700 万円 " 12 %	
府民税	均等割	700 円		1,000 円		同 左	
	所得割	700 万円以下の金額 2 % 700 万円を超える金額 4 %		同 左		700 万円 以下の金額 2 % 700 万円 を超える金額 3 %	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 6 % 府 3 % 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 又は 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4 % 府 2 % □平成7年度限り所得割の15 %(2万円限度) を減税		同 左		同 左	
				○その他 4,000万円以下 市 5.5 % 府 2 % 4,000万円を超える 市 6 % 府 3 % □平成8年度限り所得割の15% (2万円限度) を減税		○その他 4,000万円以下 市 4 % 府 2 % 4,000万円を超える 8,000万円 以下 市 5.5 % 府 2 % 8,000万円を超える 市 6 % 府 3 %	

市民税の税歴(12/17)

		平成10年度		平成11年度	
賦課期日・申告期限		H10. 1. 1.	H10. 3. 16.	H11. 1. 1.	H11. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 430,000円 450,000円 560,000円
	配偶者特別控除	☐ 配偶者控除あり 100,000 円未満 330,000円 100,000 円以上 330,000 - (A - 50,000) ☐ 配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000 - (A - 380,000) 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円 A 配偶者の合計		同 左	
	A 配偶者の合計	所得金額		納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象	
	障害者・高齢者	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生	260,000 円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生	260,000 円
	寡婦(夫)・勤労学生	特別障害 高齢者控除 特別寡婦	280,000 円 480,000 円 300,000 円	特別障害 高齢者控除 特別寡婦	300,000 円 480,000 円 300,000 円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同 左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)		同 左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000 円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左	
	雑損医療費	総所得金額の10%を超える金額 総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)		同 左	
市民税	基礎控除	330,000 円		同 左	
	均等割	2,500 円		同 左	
	所得割	200 万円以下の金額	3 %	200 万円以下の金額	3 %
府民税		200 万円を超える金額	8 %	200 万円を超える金額	8 %
		700 万円	11 %	700 万円	10 %
	均等割	1,000 円		同 左	
税額控除	所得割	700 万円以下の金額	2 %	700 万円以下の金額	2 %
		700 万円を超える金額	4 %	700 万円を超える金額	3 %
摘要	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左	
	摘要	長期 ☐ 優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % ☐ 居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ☐ その他 4,000万円以下 市 4 % 府 2 % 4,000万円を超え 8,000万円以下 市 5.5% 府 2 % 8,000万円を超える 市 6 % 府 3 % ☐ 短期 市 8 % 府 4 % ☐ 超短期 市 11% 府 4 % 又は 総合課税 120 / 100 のいずれが多い方 ☐ 株式等 市 4 % 府 2 % ☐ 平成10年度限り 納税義務者 17,000円 扶養親族 1人 8,500円を減税		同 左 ☐ 土地等の事業短期及び超短期課税の廃止 ☐ 平成11年度特別減税 所得割の15%(4万円限度)を減税	

市民税の税歴(13／17)

		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
賦課期日・申告期限		H12. 1. 1.	H12. 3. 15.	H13. 1. 1	H13. 3. 15	H14. 1. 1	H14. 3. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	同左		同左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000 円未満 100,000 円以上 330,000－（A－50,000） ○配偶者控除なし 450,000 円未満 450,000 円以上 750,000円未満 380,000－（A－380,000） 750,000 円以上 760,000円未満	330,000円 330,000円 330,000円未満 30,000円	同左		同左	
	A 配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象					
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000 円 300,000 円 480,000 円 300,000 円	同左		同左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同左		同左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)		同左		同左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円		同左		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左		同左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同左		同左	
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)		同左		同左	
	基礎控除	330,000 円		同左		同左	
	均等割	2,500 円		同左		同左	
市民税	所得割	200 万円以下の金額 200 万円超 700 万円以下 700 万円を超える金額	3 % 8 % 10 %	同左		同左	
府民税	均等割	1,000 円		同左		同左	
府民税	所得割	700 万円以下の金額 700 万円を超える金額	2 % 3 %	同左		同左	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税 0.8 % 外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 1 % 府民税 0.4 % 外貨建証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の 1/2 で控除する。		同左		同左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % ○短期 市 8 % 府 4 % ○超短期 市 11% 府 4 % 又は 総合課税 120 / 100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4 % 府 2 % □定率控除 所得割額の15% (40, 000円限度額)		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 %府1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % ○短期 市 9 % 府 3 % 又は 総合課税 110 / 100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4 % 府 2 % □定率控除 所得割額の15% (40, 000円限度額)		同左 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円	

市民税の税歴(14／17)

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
賦課期日・申告期限		H15. 1. 1	H15. 3. 17	H16. 1. 1	H16. 3. 15	H17. 1. 1	H17. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同左		同左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000 円未満 330,000円 100,000 円以上 330,000－(A－50,000) ○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000－(A－380,000) 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円		同左		○配偶者控除を適用された場合の上乗せ分の配偶者特別控除は廃止	
	A 配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象					
	障害者・老年者寡婦(夫)・勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 300,000 円		同左		同左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)		同左		同左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)		同左		同左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか 少ない方の金額－100,000 円		同左		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左		同左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同左		同左	
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)		同左		同左	
市民税	基礎控除	330,000 円		同左		同左	
	均等割	2,500 円		3,000 円		同左	
	所得割	200 万円以下の金額 3 % 200 万円超 700 万円以下 8 % 700 万円を超える金額 10 %		同左		同左	
府民税	均等割	1,000 円		同左		同左	
	所得割	700 万円以下の金額 2 % 700 万円を超える金額 3 %		同左		同左	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税 0.8 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 1 % 府民税 0.4 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の 1/2 で控除する。		同左		同左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % ○短期 市 9 % 府 3 % 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4 % 府 2 % □定率控除 所得割額の15% (40, 000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数＋加算24万円 ・所得割 35万円×家族数＋加算36万円		○株式等 市 2 % 府 1 % (上場分) 市 4 % 府 2 % (未公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数＋加算22万円 ・所得割 35万円×家族数＋加算35万円		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7 % 府1.3 % (2000万円超の部分は、市 3.4 %府1.6 %) ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 3.4 % 府 1.6 % ○短期 市 6 % 府 3 % ○株式等 市 2 % 府 1 % (上場分) 市 3.4 % 府 1.6 % (非公開分) □定率控除 所得割額の15% (40, 000円限度額)	

市民税の税歴(15／17)

			平成18年度		平成19年度	
賦課期日・申告期限			H18. 1. 1.		H18. 3. 15.	
			H19. 1. 1.		H19. 3. 15.	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000 円未満 450,000 円以上 750,000円未満 380,000－（A－380,000）	330,000円 30,000円		同	左
	A 配偶者の合計所得金額	750,000 円以上 760,000円未満 納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象				
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 特別寡婦	260,000 円 300,000 円 300,000 円		同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)			同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額－100,000 円			同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同	左
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額			同	左
		医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)			同
市民税	基礎控除	330,000 円			同	左
	均等割	3,000 円			同	左
	所得割	200 万円以下の金額 200 万円超 700 万円以下 700 万円を超える金額	3 % 8 % 10 %		6 % (一律)	
府民税	均等割	1,000 円			同	左
	所得割	700 万円以下の金額 700 万円を超える金額	2 % 3 %		4 % (一律)	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税 0.8 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 1 % 府民税 0.4 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の 1/2 で控除する。		利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4 % 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7 % 府1.3 % (2,000万円超の部分は、市3.4 % 府1.6 %) ○居住用財産の譲渡 市2.7 % 府1.3 % (6,000万円超の部分は、市3.4 % 府1.6 %) ○その他 市3.4 % 府1.6 % ○短期 市6.0 % 府3.0 % ○株式等 市2.0 % 府1.0 % (上場分) 市3.4 % 府1.6 % (非公開分) □定率控除 所得割額の7.5% (20,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算32万円 (※)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止		所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4 % 府1.6 % (2,000万円超の部分は、市3.0 % 府1.0 %) ○居住用財産の譲渡 市2.4 % 府1.6 % (6,000万円超の部分は、市3.0 % 府1.0 %) ○その他 市3.0 % 府2.0 % ○短期 市6.4 % 府3.6 % ○株式等 市1.8 % 府1.2 % (上場分) 市3.0 % 府2.0 % (非公開分) □定率控除 廃止 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算32万円 (※)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		

市民税の税歴(16／17)

		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
賦課期日・申告期限		H20. 1. 1.	H20. 3. 17.	H21. 1. 1.	H20. 3. 16.	H22. 1. 1.	H22. 3. 16.
所得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000－（A－380,000） 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		同	左	同	左
	A 配偶者の合計 所得金額						
	障害者 寡婦（夫） 勤労学生 生命保険料	普通障害・寡婦（夫）・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 特別寡婦 300,000 円 15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ（両方あるときは、合計額）		同	左	同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額（限度額 25,000 円）		同	左	同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った 金額又は総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額－100,000 円		所得控除から税額控除へ変更		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 （限度額は、2,000,000 円）		同	左	同	左
	基礎控除	330,000 円		同	左	同	左
	市民税均等割	3,000 円		同	左	同	左
	市民税所得割	6%（一律）					
	府民税均等割	1,000 円					
府民税所得割	4%（一律）						
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8 % 府民税0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の 1/2で控除する。		同	左	同	左
	住宅借入金等 特別控除 （住宅ローン控除）	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額		同	左	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額 のうち及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち 所得税において控除しきれなかった額、又は 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を 乗じて得た金額（9.75万円を超えるときは 9.75万円）のいずれか小さい額を個人住民税から 差し引いた金額	
	寄附金税額控除			地方公共団体、大阪府共同募金会、日本赤十字社 大阪支部に対する5,000円を超える寄附金について、 総所得金額等の30%を控除対象限度額として算出 税額から控除		同	左
摘 要		税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる 平成19年度市・府民税の減額措置					
		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4 % 府1.6 % （2,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %） ○居住用財産の譲渡 市2.4 % 府1.6 % （6,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %） ○その他 市3.0 % 府2.0 % ○短期 市5.4 % 府3.6 % ○株式等 市1.8 % 府1.2 %（上場分） 市3.0 % 府2.0 %（非公開分） ○非課税限度額 ・均等割 35万円×（扶養親族数＋1）＋（＊）加算21万円 ・所得割 35万円×（扶養親族数＋1）＋（＊）加算32万円 （＊）加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	同	左

市民税の税歴(17/17)

平成23年度		
賦課期日・申告期限	H23. 1. 1.	H23. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 $380,000 - (A - 380,000)$ 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円
	A 配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象
	障害者	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円
	寡婦(夫)	特別障害 300,000 円
	勤労学生	特別寡婦 300,000 円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 $1/2 + 7,500$ 円 40,000円超 70,000円以下 $1/4 + 17,500$ 円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 $1/2 + 2,500$ 円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 $1/2$ 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000 円)
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額
税率	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)
	基礎控除	330,000 円
	市民税均等割	3,000 円
	市民税所得割	6%(一律)
	府民税均等割	1,000 円
税額控除	府民税所得割	4%(一律)
	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8 % 府民税0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3 % 課税所得金額が 1,000 万円を超える部分は上記率の $1/2$ で控除する。
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額 のうち及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち 所得税において控除しきれなかった額、又は 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を 乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは 9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から 差し引いた金額
	寄附金税額控除	地方公共団体、大阪府共同募金会、日本赤十字社 大阪支部に対する5,000円を超える寄附金について、 総所得金額等の30%を控除対象限度額として算出 税額から控除
	摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4 % 府1.6 % (2,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○居住用財産の譲渡 市2.4 % 府1.6 % (6,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○その他 市3.0 % 府2.0 % ○短期 市5.4 % 府3.6 % ○株式等 市1.8 % 府1.2 % (上場分) 市3.0 % 府2.0 % (非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1) + (※)加算21 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1) + (※)加算32 (※)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用

諸税の税歴(1/8)

		昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人税	法人税割	9. 7／100	同 左	同 左	同 左	10. 1／100 (4月1日以降に終了する事業 年度から適用)
	法人均等割	1, 200円	1, 800円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	
市たばこ消費税	11／100	12／100	13. 4／100	15／100	同 左	
固定資産税	1. 4／100	同 左	同 左	同 左	同 左	
電気税・ガス税	10／100	9／100	8／100	7／100	同 左	
都市計画税	0. 2／100	同 左	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(2/8)

		昭和41年度	昭和42～43年度	昭和44～47年度	昭和48年度	昭和49年度
法人税	法人税割	10. 1 / 100 (6月 1日以降 10. 4 / 100) (12月 1日以降 10. 7 / 100)	10. 7 / 100	同 左	9. 1 / 100	14. 5 / 100 (5月 1日以降に終了 する事業年度から適用)
	法人均等割	1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ消費税		18. 1 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左
固定資産税		1. 4 / 100	同 左	1. 4 / 100 (免税額) 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産30万円	同 左	1. 4 / 100 (免税額) 土 地 15万円 家 屋 8万円 償却資産 100万円
電気税・ガス税		7 / 100	同 左	同 左	6 / 100 (10月 1日以降の 検針分から適用)	電気税 6 / 100 ガス税 5 / 100 (10月 1日以降の 検針分から適用)
特別土地保有税		———	———	———	保有分 1. 4 / 100 取得分 3 / 100	同 左
都市計画税		0. 2 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(3/8)

		昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人税	法人税割	14. 5/100	同 左	同 左	同 左
	法	○資本金1千万円以下 2, 400円	○資本金1億円超 従業員数100人超 24, 000円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80, 000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800, 000円
	人	○資本金1千万円超 4, 000円	○資本金1億円超 従業員数100人以下 12, 000円	○資本金1億円超 従業員数100人以下 24, 000円	○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400, 000円
	市		○資本金1千万円超 1億円以下 12, 000円	○資本金1千万円超 1億円以下 24, 000円	○資本金10億円超 従業員数100人以下 80, 000円
民	法人均等割		○その他 7, 200円	○その他 8, 000円	○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80, 000円
	税				○資本金1千万円超1億円以下 24, 000円
					○その他 8, 000円
軽自動車税	原動機付自転車	50cc以下 500 円 90 " 800 円 125 " 1,000 円	原動機付自転車 50cc以下 650 円 90 " 1,000 円 125 " 1,300 円	同 左	同 左
	軽自動車	2輪のもの 1,500 円 3 輪のもの 2,000 円 4輪の乗用 4,500 円 " 貨物 2,500 円	軽自動車 2輪のもの 2,000 円 3 輪のもの 2,600 円 4輪の営業用貨物 2,900 円 " 自家用貨物 3,300 円 " 営業用乗用 5,200 円 " 自家用乗用 5,900 円		
	2輪の小型自動車	2,500 円	2輪の小型自動車 3,300 円		
	小型特殊自動車	農業作業用 1,000 円 そ の 他 3,000 円	小型特殊自動車 農業作業用 1,300 円 そ の 他 3,900 円		
市たばこ消費税		18. 1/100	同 左	同 左	同 左
固定資産税		1. 4/100 (免税額) 土 地 15万円 家 屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左
電気税		5/100 (1月1日以降の検針分より適用)	同 左	同 左	同 左
ガス税		3/100 (1月1日から5月31日分 までは4/100を適用)	3/100 (昭和52年1月1日以降の 検針分より2/100 を適用)	2/100	同 左
特別土地保有税		保有分 1. 4/100 取得分 3 /100	同 左	同 左	同 左
都市計画税		0. 2/100	同 左	同 左	0. 3/100

諸税の税歴(4/8)

		昭和54～55年度	昭和56～57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人税制	法人税制	14. 5/100	14. 7/100 (昭和56年8月1日以降に終了する事業年度より適用)	同 左	同 左	同 左
	法人税	○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円		○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円 ○その他 27,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	
市	市	原動機付自転車 50cc以下 700 円 90 " 1,100 円 125 " 1,450 円 軽自動車 2輪のもの 2,200 円 3 輪のもの 2,850 円 4輪の営業用貨物 2,900 円 " 自家用貨物 3,650 円 " 営業用乗用 5,200 円 " 自家用乗用 6,500 円 2輪の小型自動車 3,650 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,450 円 その他 4,300 円			原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 その他 4,700 円	同 左
市	市					ミニカー 2,500円
	市たばこ消費税	18. 1/100	同 左	同 左	同 左	従価割 14. 3/100 従量割 1000本につき 350 円
固定資産税	固定資産税	1. 4/100 (免税額) 土 地 15万円 家 屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	同 左
	電気税	5/100	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	ガス税	2/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	特別土地保有税	保有分 1. 4/100 取得分 3 /100	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	都市計画税	0. 3/100	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(5/8)

		昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
	法人税割	14. 7/100	同 左	同 左	同 左
法 人 市 民 税		○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超え 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円			
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左
市たばこ消費税 (平成元年度より 市たばこ税)		従価割 14. 3 / 100 従量割 1,000 本につき 350 円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63 年3月31日までの間、従量割の税率は 1,000 本につき 640 円	1,000 本につき ・旧三級品以外 1,997 円 ・旧三級品 948円	同 左	同 左
固定資産税		1. 4/100 (免税額) 土 地 15万円 家 屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	1. 4 / 100 (免税額) 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円	同 左
電気税		5/100	廃 止	———	———
ガス税		2/100	廃 止	———	———
特別土地保有税		保有分 1. 4/100 取得分 3 /100	同 左	同 左	保有分 1. 4/100 取得分 3 /100 遊休土地分 1. 4/100
都市計画税		0. 3/100	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(6/8)

		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度	平成15年度
法人税制	法人税割	14. 7/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
市 民 税	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左
	市たばこ税	1,000 本につき ・旧三級品以外 1,997 円 ・旧三級品 948円	1,000 本につき ・旧三級品以外 1,997 円 ・旧三級品 948円	1,000 本につき ・旧三級品以外 1,997 円 ・旧三級品 948円	1,000 本につき ・旧三級品以外 1,997 円 ・旧三級品 948円
固定資産税	土地	1. 4 / 100 (免税額)	同 左	同 左	同 左
	家屋	30万			
特別土地保有税	償却資産	20万			
		150万			
都市計画税	保有分	1.4/100	同 左	同 左	平成15年度より課税停止
	取得分	3 /100			
	遊休土地分	1.4/100			

諸税の税歴(7/8)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～21年度	平成22年度
法人税割	法人税割	14. 7 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	同 左
	市たばこ税	1,000 本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,412円	同 左	1,000 本につき 2,977 円 (7月1日から3,298 円) ただし、旧三級品の紙巻た ばこは1,000本につき1,266 円(7月1日から1,564円)	1,000 本につき3,298円 ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円	1,000 本につき3,298円 (10月1日から4,618円) ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円 (10月1日から2,190円)
固定資産税	固定資産税	1. 4 / 100 (免税額) 土 地 30万 家 屋 20万 償却資産 150万	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	特別土地保有税	平成15年度より課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	都市計画税	0. 3 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左
入 湯 税	入 湯 税	———	1人1日150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左

諸税の税歴(8/8)

平成23年度		
法人税 市 民 税	法人税割	14. 7/100
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円
		○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円
		○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円
		○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円
		○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円
軽自動車税	法人均等割	○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円
		○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円
		○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円
		○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円
		○その他 60,000円
市たばこ税	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円
		軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円
		小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円
固定資産税	市たばこ税	1,000 本につき4,618円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,190円
特別土地保有税	固定資産税	1. 4 / 100 (免税額) 土 地 30万 家 屋 20万 償却資産 150万
都市計画税	特別土地保有税	平成15年度より課税停止
入 湯 税	都市計画税	0. 3/100
入 湯 税	入 湯 税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円